

2022年度  
事業報告書

第34号

## 目次

はじめに	・・・ 4
I. 2022年度における主な活動状況	・・・ 4
1. 会員等の状況	・・・ 4
2. 本協会所管金融商品取引の概況	・・・ 4
3. 会員監査・処分等の状況	・・・ 4
4. 苦情・相談、あっせん事業	・・・ 4
5. 外務員登録事務	・・・ 5
6. 取引データ保存・報告制度	・・・ 5
7. 投資教育事業	・・・ 5
8. サイバーセキュリティ	・・・ 5
9. FX幹事会の取組みについて	・・・ 6
10. 協会業務系システム及びKinsaki-netの更改	・・・ 6
II. 総会、理事会等の開催状況等	・・・ 6
1. 総会	・・・ 6
2. 理事会	・・・ 7
3. 委員会	・・・ 8
4. 不服審査会	・・・ 9
5. 部会	・・・ 9
6. FX幹事会	・・・ 11
III. 事業活動	・・・ 11
1. 自主規制ルールの制定改正等	・・・ 11
(1) 自主規制ルールの制定改正等	・・・ 11
(2) 自主規制ルールの定期的見直し	・・・ 13
2. 調査統計事業の状況、外部学術連携事業の状況	・・・ 13
(1) 本協会所管金融商品取引の概況	・・・ 13
(2) 東京外国為替市場委員会との共同調査	・・・ 16
(3) マッピング	・・・ 16
(4) 顧客損益状況調査	・・・ 16
(5) 学術連携事業の状況（FX取引における法的構造）	・・・ 16
3. 会員監査及びモニタリング、会員処分等の状況	・・・ 16
(1) 会員監査	・・・ 16
(2) モニタリング	・・・ 17
(3) 会員処分等の状況	・・・ 18
4. 苦情・相談、あっせん事業等	・・・ 19
(1) 苦情・相談、あっせん事業	・・・ 19
(2) 認定個人情報保護団体	・・・ 19
5. 外務員登録関係及び内部管理責任者関係	・・・ 19
(1) 外務員登録の実施等	・・・ 19

(2)	外務員統合管理システム	・・・19
(3)	外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験	・・・20
(4)	内部管理責任者関係	・・・20
6.	各種刊行物の刊行、投資者教育事業、 会員・特別参加者専用サイト (Kinsaki-net) 等	・・・20
(1)	各種刊行物の刊行	・・・20
(2)	投資者教育事業 (大学への提供講座)	・・・21
(3)	会員・特別参加者専用サイト (Kinsaki-net)	・・・21
7.	金融先物取引業務の改善合理化	・・・22
(1)	FX 幹事会の活動状況	・・・22
8.	教育、研修事業	・・・22
(1)	会員の教育・研修事業	・・・22
(2)	投資者教育事業	・・・23
9.	行政機関・内外の自主規制機関等との関係	・・・24
(1)	国内の行政機関・自主規制機関等との関係	・・・24
(2)	国外の行政機関・自主規制機関等との関係	・・・24
10.	法令に基づく主務大臣等への協力	・・・24
(1)	法人顧客に対する証拠金規制 (為替リスク想定比率の算出・公表)	・・・24
(2)	金融庁業務支援統合システム (届出一元化) 対応	・・・25
11.	内外諸情勢の変化に即応した適正かつ効率的な協会業務の推進	・・・25
(1)	協会業務系システムの更改	・・・25
(2)	会員・特別参加者専用サイト (Kinsaki-net) の更改	・・・25
(3)	サイバーセキュリティへの取組み	・・・25
12.	その他	・・・26
(1)	協会の個人情報保護対策	・・・26
(2)	協会役職員に対するハラスメント研修の実施	・・・26
IV.	協会の概要	・・・26
1.	事務局	・・・26
(1)	組織・人員	・・・26
(2)	所在地	・・・26
2.	財務報告	・・・26
(1)	収支の状況	・・・26
(2)	財務の状況	・・・27
V.	会員等の状況	・・・28
1.	会員等の状況	・・・28
2.	会員一覧	・・・29

3.	特別参加者一覧	・・・	33
4.	役員	・・・	34
5.	委員会等委員	・・・	34
6.	部会等	・・・	35
VI	事業報告書付属明細書	・・・	37
VII	参考資料 目次	・・・	38
別紙 1	一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況	・・・	39
別紙 2	所管金融商品取引の状況（マッピング）	・・・	51
別紙 3	一般社団法人金融先物取引業協会組織図	・・・	53
VIII	一般社団法人金融先物業協会定款	・・・	55

## はじめに

この度、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）では、2022年度の事業報告書を取りまとめましたので、ご報告します。

本協会では、従前より、金融商品取引法に基づく認定金融商品取引業協会（自主規制機関）として各般の自主規制の制定・実施に加え、会員監査や、国から委託された外務員登録事務処理、各般の統計調査など、経常的な業務においても適正かつ効率的で、会員の皆様の意見を尊重する執行に努めているところです。

会員の皆様からの温かいご支援とご理解に改めて厚く御礼申し上げます。

### I. 2022年度における主な活動状況

#### 1. 会員等の状況

会員数は、2007年度末の206社をピークに減少を続け、ここ数年は140社台で推移していましたが、2023年3月末は、会員138社（対前年度末2社増、3社減）、特別参加者4社（対前年度増減なし）となっており、今後も会員数の増加はなかなか見込みにくい状況となっています。

#### 2. 本協会所管金融商品取引の概況

2022年の世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻後の不確実性の高まりを受け、輸入物価の上昇を背景とした世界的な物価上昇が起きました。主要国通貨は対円では概して円安に推移し、ドル円相場は、2021年末に115円を挟んで推移していたところ、翌年3月のFOMC（米連邦公開市場委員会）で利上げが開始されると円安ドル高基調に転じました。その後も米国の物価上昇圧力は高まり続け、FRBによる積極的な金融引き締めから日米金利差が急拡大し、10月20日には1990年以来32年ぶりに150円台まで円安が進みました。こうしたなか、日銀による円買いドル売り介入が9月、10月に実施され、歴史的な大相場となりました。ユーロ円相場は、ロシアからのエネルギーの輸入に依存する欧州の経済を圧迫するとの見方から3月上旬に124円台まで円高となりましたが、同月中旬に開催されたFOMC後、ドル円相場でドル買いが強まったことやECBの金融政策正常化の前倒し観測等を背景に徐々に円安が進み、10月には148円台まで円安が進む場面もありました。また、新興国通貨も概してトルコ・リラを除き、円安に推移し、メキシコ・ペソ及びブラジル・レアルは年末時点で昨年末時点に比べ約25%の円安となりました。

#### 3. 会員監査・処分等の状況

本協会は自主規制機関として積極的にオン・オフの監査の実施に努めています。実地監査の対象取引は外国為替証拠金取引、通貨オプション取引及び金利先物取引等になりますが、投資者保護の観点から外国為替証拠金取引を行っている会員を中心に監査を実施しています。

2022年度での実地監査の実施件数は10件でした。

2022年度の会員及び外務員への処分状況については、会員2社に対し処分を行い、併せて法令、諸規則等の遵守と内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行いました。また、会員の外務員3名に対し職務停止等の処分を実施しました。

なお、2022年度における会員及び外務員の処分に係る不服の申立てはありませんでした。

#### 4. 苦情・相談、あっせん事業

本協会所掌取引に関する苦情等の状況は全体として減少傾向にありますが、2022年度にお

いては、前年度比 23.8%の増加となりました。最近の FX 取引の出来高増加に伴い、苦情等も増加に転じていると考えられます。

苦情等の内容としては、外国為替証拠金取引では、対面営業による勧誘姿勢やシステム障害等に関する苦情等が中心であり、通貨オプション取引では、バイナリーオプション取引 (B0) に係る相談が多く寄せられています。

## 5. 外務員登録事務

国からの委任事務である外務員登録については、登録者は 12 万人台で推移しています。このうち、本協会が実施する試験を受験している外国為替証拠金取引等の外務員登録者数は約 4 千人となっています。

## 6. 取引データ保存・報告制度

2021 年 4 月から開始された取引データ保存・報告制度は順調に運用されており、2022 年度の約定データ受領件数は 2,035,499,501 件 (1 日平均で約 848 万件 (前年度比約 1.7 倍)) となっています。

協会では、店頭 FX 業者から報告された取引データを基に、市場実勢価格と思われるレートとの乖離約定、約定価格のスリッページ、継続的に約定が存在しない時間帯等について分析を行っています。

(集計期間：2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)

約定乖離について問合せた件数	99 件
スリッページについて問合せた件数	2 件
継続的な無約定時間について問合せた件数	0 件

## 7. 投資教育事業

投資者保護と金融商品取引の健全な発展に寄与することを目的として、一般投資者の金融リテラシーの普及・啓発活動を推進する観点から、FX 取引に関する様々なコンテンツの拡充等の取組みを進めています。

2022 年度の取組みは以下のとおりです。

- 無登録業者等からの悪質な投資勧誘による被害防止のための啓発動画「FX 取引は、ちゃんとした業者とやらなあかん！」を一般向け協会ホームページで公開 (バナー：「金融先物取引業協会チャンネル」) (2023 年 3 月)。また、最近の「時短」意識の高まりを踏まえ、動画の一部を切り取ったダイジェスト版を追加公開 (2023 年 4 月)。
- 一般向け協会ホームページ上で新興国通貨等に関する各種レポートを掲載。
- 若年層向けの投資教育の一環として、龍谷大学 (京都) 及び明治大学 (東京) において「ビジネスと市場リスク」と題した提供講座を開講。

## 8. サイバーセキュリティ

本協会では、関係機関と連携しながら、会員のサイバーセキュリティ意識の向上及び脅威への対応力強化につながるよう継続的に施策を実施しています。

本年度は、金融庁総合政策局リスク分析総括課サイバーセキュリティ対策企画調整室からの依頼で実施したサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall VI) の関係資料 (概要・内容) を Kinsaki-net を通じて会員へ周知しました (2022 年 5 月)。また、2022 年 10 月に開催された同演習「Delta Wall VII」に FX 取扱会員 (5 社) が参加しました。引き続き、金融庁等と連携しながら対応していきます。

その他、JPCERT コーディネーションセンターより講師を招き、「直近のサイバー攻撃の動向と留意すべき点について」と題する講演を第 58 回 FX 幹事会（2023 年 1 月 31 日）において実施しました。この講演の実施に当たっては、事前に質問事項をとりまとめたうえで会員と専門家間で意見交換を行っており、これらの講演資料については幹事会資料として Kinsaki-net に掲載しました。

## 9. FX 幹事会の取組みについて

FX 幹事会では、業界を取り巻く環境の変化や関係方面の要請などを踏まえ、事業年度ごとに検討すべきテーマを設定し、FX 取引に関する自主規制規則等の整備を行うほか、投資教育など投資者啓発に取り組んでいます。2022 年度の検討テーマとしては、以下の 5 項目を設定しました。本年度の会議の開催状況については、「II. 6. FX 幹事会」に記載のとおりです。

### 【検討テーマ】

- ① 投資教育（協会教育コンテンツの拡充及び有効活用に向けた検討等）
- ② FX 取引における課題整理（外部有識者からの提言等を踏まえた議論）
- ③ 内部管理責任者等の研修制度（制度設計、規則の改正等）
- ④ 「顧客本位の業務運営に関する原則」への取組み（情報共有、意識向上等）
- ⑤ その他、業界を取り巻く環境の変化等への対応（サイバーセキュリティに関する施策等）

## 10. 協会業務系システム及び Kinsaki-net の更改

### (1) 業務系システムの更改

IT・情報セキュリティの現状を踏まえ、業務系システムをより安全で効率的なシステムに更改するべく、前年度より計画的に作業を進め、2023 年 5 月までに同システムの更改が完了する予定です。

### (2) Kinsaki-net の更改

2024 年度中の Kinsaki-net 更改に向けて会員アンケートを実施し、寄せられた意見の概要説明（動作環境、機能追加その他ユーザビリティに関する要望など）を第 56 回 FX 幹事会（2022 年 9 月 27 日）において行いました。

また、品質特性の検討及び開発に携わる業者・サービスの選定等に当たり専門家の意見を聴取・参考とするため、本年度はコンサルタント会社と契約を締結しました。

## II. 総会、理事会等の開催状況等

### 1. 総会

本年度中、定款第 23 条に規定する通常総会を 1 回、臨時総会を 1 回開催し、次の議案について審議を行い、承認されました。

#### (1) 通常総会

2022 年 6 月 20 日、第 33 回通常総会を KKR ホテル東京（東京都千代田区大手町 1 丁目 4 番 1 号）において開催し、出席会員 130 社（うち、書面による議決権行使会員 122 社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第 1 号議案 2021 年度事業報告及び決算の件

第 2 号議案 役員を選任の件

第 3 号議案 第 33 回通常総会議事録署名人 2 名選任の件

#### (2) 臨時総会

2023 年 3 月 30 日、臨時総会を本協会会議室において開催し、出席会員 126 社（う

ち、書面による議決権行使書会員 123 社) によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第 1 号議案 2023 年度事業計画及び予算の件

第 2 号議案 臨時総会議事録署名人 2 名選任の件

## 2. 理事会

本年度中、定款第 34 条に規定する理事会は 8 回開催されました。その審議事項等の概要は以下のとおりです。(カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。)

第 1 回理事会 (2022 年 4 月 15 日・書面)

- 会員の退会に伴う預託金の返還の件
- 団体役員賠償責任保険の契約の件

第 2 回理事会 (2022 年 5 月 23 日・KKR ホテル東京及び Web によるハイブリッド開催)

- 第 33 回通常総会招集決定の件
- 2021 年度事業報告及び決算の件  
(2022 年 6 月 20 日開催第 33 回通常総会付議案件 総会第 1 号議案関連)
- 役員候補者選任の件  
(2022 年 6 月 20 日開催第 33 回通常総会付議案件 総会第 2 号議案関連)
- 第 33 回通常総会議事録署名人 2 名選任の件  
(2022 年 6 月 20 日開催第 33 回通常総会付議案件 総会第 3 号議案関連)
- 第 33 回通常総会の議決権行使に関する事項の件  
(報告事項)
- 2021 年度代表理事の職務執行状況の報告の件
- 2021 年度資産管理運用状況の報告の件

第 3 回理事会 (2022 年 6 月 3 日・書面)

- 会員の処分の件
- 外務員の処分の件
- 「定款の施行に関する規則」の一部改正の件
- 「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正の件
- 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件

第 4 回理事会 (2022 年 6 月 20 日・書面)

- 会長、副会長及び専務理事の選定 (代表理事の選定) の件
- 会長の選定 (代表理事の選定) の件
- 業務委員会、自主規制委員会並びに規律委員会の委員長、副委員長及び委員の委嘱の件
- 業務委員会の委員長の委嘱の件

第 5 回理事会 (2022 年 9 月 26 日・書面)

- 「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正の件
- 「外務員の登録等に関する規則」及び「外務員の登録等に関する規則」に関する細則の一部改正の件
- 協会規則の一部改正の件
- 会員の退会に伴う預託金の返還の件

第6回理事会（2022年11月7日・書面）

- 会員の処分の件
- 外務員の処分の件
- 会員の退会に伴う預託金の返還の件

第7回理事会（2022年11月17日・KKRホテル東京及びWebによるハイブリッド開催）

- 2022年度代表理事の職務執行状況の報告の件
- 2022年度資産管理運用状況の報告の件

第8回理事会（2023年3月14日・書面）

- 臨時総会招集決定の件
- 2023年度事業計画及び予算の件  
(2023年3月30日開催臨時総会付議案件 臨時総会第1号議案関連)
- 臨時総会議事録署名人2名選任の件  
(2023年3月30日開催臨時総会付議案件 臨時総会第2号議案関連)
- 臨時総会の議決権行使に関する事項
- 会員の入会の件
- 団体役員賠償責任保険の契約の件

### 3. 委員会

本年度中、委員会規則（平成元年9月14日制定、2020年6月17日最終改正）に基づき設置された委員会は、業務委員会及び自主規制委員会並びに規律委員会及び不服審査会で、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

(1) 業務委員会

第1回業務委員会（2023年2月27日・Web開催）

- 2023年度事業計画及び予算の件

(2) 自主規制委員会

第1回自主規制委員会（2022年5月23日・書面）

- 「定款の施行に関する規則」の一部改正の件
- 「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正の件
- 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件

第2回自主規制委員会（2022年9月12日・書面）

- 「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正の件
- 「外務員の登録等に関する規則」及び「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」の一部改正の件
- 協会規則等の一部改正の件

(3) 規律委員会

第24回規律委員会（2022年4月28日・Web開催）

（審議事項）

- 会員の処分について（会員1社）

会員1社に対し、過怠金の賦課処分を行いました。なお、処分と併せて当該会員に対し、法令諸規則等の遵守及び内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行い、再発防止のための業務改善策について報告を徴求しました。

○ 外務員の処分について（外務員1名）

会員の外務員1名に対し、金融商品取引法第64条の5に基づき本協会規則「外務員の登録等に関する規則」第11条の処分を行いました。

（注） 会員処分については、定款第19条第1項の規定に基づき実施しています。  
外務員処分については、金融商品取引法第64条の7の委任事務として、同法第64条の5に基づき本協会規則「外務員の登録等に関する規則」第11条の処分を実施するほか、本協会の処分として、同規則第6条に基づき処分を実施しています。

第25回規律委員会（2022年10月4日・Web開催）

（審議事項）

○ 会員の処分について（会員1社）

会員1社に対し、過怠金の賦課処分を行いました。なお、処分と併せて当該会員に対し、法令諸規則等の遵守及び内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行い、再発防止のための業務改善策について報告を徴求しました。

○ 外務員の処分について（外務員2名）

会員の外務員2名に対し、金融商品取引法第64条の5に基づき本協会規則「外務員の登録等に関する規則」第11条の処分を、及び本協会の処分として同規則第6条に基づき処分を行いました。

4. 不服審査会

開催はありませんでした。

5. 部会

本年度中、委員会規則に基づき設置された部会は、業務部会及び自主規制部会で、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

(1) 業務部会

第1回業務部会（2022年5月13日・Web開催）

- 活動状況
- 理事会議案、通常総会議案について

① 招集理事会（2022.5.23）議案

（決議事項）

第1号議案 第33回通常総会招集決定の件

第2号議案 2021年度事業報告及び決算の件

（2022年6月20日開催第33回通常総会付議案件 総会第1号議案関連）

第3号議案 役員候補者選任の件

（2022年6月20日開催第33回通常総会付議案件 総会第2号議案関連）

（総会「役員の選任の件」）

第4号議案 第33回通常総会議事録署名人2名選任の件

（2022年6月20日開催第33回通常総会付議案件 総会第3号議案関連）

第5号議案 第33回通常総会の議決権行使に関する事項の件

(報告事項)

I. 2021年度代表理事の職務執行状況の報告の件

II. 2021年度資産管理運用状況の報告の件

② 書面理事会(2022.6.3)議案

(決議事項)

規則の一部改正及び処分関係(予定)

③ 第33回通常総会(2022.6.20)議案

(決議事項)

第1号議案 2021年度事業報告及び決算の件

第2号議案 役員を選任の件

第3号議案 第33回通常総会議事録署名人2名選任の件

○ その他

業務部会配布資料

① 2021年度決算参考資料

その1 理事会参考資料

その2 2021年度助成金対象事業の実施報告書

② 「役員選任の透明性の確保」

第2回業務部会(2022年12月21日・Web開催)

○ 活動状況

○ 2023年度事業計画概要(案)及び予算(案)について

第3回業務部会(2023年2月16日・Web開催)

○ 活動状況

○ 2023年度事業計画及び予算の件等

① 業務委員会(2023.2.27)議案

(決議事項) 議案 2023年度事業計画及び予算の件

② 書面理事会(2023.3.14)議案

(決議事項) 第1号議案 臨時総会招集決定の件

第2号議案 2023年度事業計画及び予算の件

第3号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

第4号議案 臨時総会の議決権行使に関する事項の件

第5号議案 会員の入会の件

第6号議案 団体役員賠償責任保険の契約の件

③ 臨時総会(2023.3.30)議案

(決議事項) 第1号議案 2023年度事業計画及び予算の件

第2号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

(2) 自主規制部会

第1回自主規制部会(2022年8月10日・書面)

○ 「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正の件

○ 「外務員の登録等に関する規則」及び「外務員の登録等に関する規則」に関する細則の一部改正の件

○ 協会規則等の一部改正の件

第2回自主規制部会（2023年3月16日・書面）

- 「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正の件
- 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件

## 6. FX 幹事会

本年度中、FX 幹事会は6回開催され、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。  
(カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。)

第54回FX 幹事会（2022年6月9日・Web開催）

- 今期の幹事会テーマの進捗等及び来期幹事会について 他

第55回FX 幹事会（2022年7月26日・Web開催）

- 今期の幹事会について
- 投資教育について
- 内部管理責任者の研修制度に関する基本的な考え方について 他

第56回FX 幹事会（2022年9月27日・Web開催）

- 投資教育について
- 内部管理責任者の研修制度について
- Kinsaki-net リニューアルに向けたご要望等募集の結果について 他

第57回FX 幹事会（2022年11月29日・Web開催）

- 投資教育について 他

第58回FX 幹事会（2023年1月31日・Web開催）

- JPCERT/CC 講演「直近のサイバー攻撃動向と留意すべき点について」
- 投資教育について
- 内部管理責任者の研修制度について

第59回FX 幹事会（2023年3月28日・Web開催）

- 投資教育について 他

## Ⅲ. 事業活動

### 1. 自主規制ルールの制定改正等

#### (1) 自主規制ルールの制定改正等

本年度中、以下の自主規制規則の改正が行われています。

#### (ア) 本協会規則の一部改正

##### ① 「定款の施行に関する規則」

定款の施行に関する規則第4条第16号に規定する顧客の個人情報に係る漏えい等の規定について、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」が改正されたことに伴い、一部を改正しました。（2022年6月3日理事会決定、2022年6月3日施行）

##### ② 「事故の確認申請、審査等に関する規則」

金融商品取引法第39条第7項に定める事故確認申請書及び金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項等に定める事故報告について、金融庁及び財務局からの要請を受け、当該申請書及び報告書の提出方法を、従来の紙面での郵送による提出に替

え、電磁的方法による提出に変更したため、別紙様式の一部を改正しました。(2022年6月3日理事会決定、2022年7月1日施行)

③ 「個人情報の保護に関する指針」

本協会が認定個人情報保護団体として定める指針の条文の一部について、個人情報保護委員会と協議の上、より個人情報の保護に関する法律に即した記載に変更する等の改正を行いました。(2022年6月3日理事会決定、2022年6月3日施行)

④ 「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」

(i) 本規則の一部改正が2020年7月1日に施行され、内部管理担当役員には、会員の金融先物取引業務の内部管理を担当する取締役、執行役又は執行役員を配置することと改正しました。(2020年6月17日理事会決定、2020年7月1日施行)

(ii) 上記施行後、会員より、組織上、取締役に該当する者を配置していないため、同等の者で対応したいとの相談があり、資格要件を見直し、規則の一部改正を行いました。(2022年9月26日理事会決定、2022年9月26日施行)

⑤ 「外務員の登録等に関する規則」及び「『外務員の登録等に関する規則』に関する細則」

(i) 金融庁は、2022年6月から「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令」に定める別紙様式「外務員登録申請書」において、性別欄を削除しており、これを受けて規則等の一部改正を行いました。(2022年9月26日理事会決定、2022年9月26日施行)

(ii) また、本協会会員からの規制緩和要望を踏まえ、電磁的方法により外務員の登録等の申請を行った場合には、PDFファイルによる保存を可能とする改正を行いました。(2022年9月26日理事会決定、2022年9月26日施行)

(iii) その他、④(ii)の一部改正に伴う必要な修正を行いました。(2022年9月26日理事会決定、2022年9月26日施行)

⑥ 協会規則の一部改正

上記④の改正に伴い、次の①～④の規則に係る必要な修正を行いました。(2022年9月26日理事会決定、2022年9月26日施行)

① 外務員及び内部管理責任者に対する処分等に係る手続に関する細則

② 金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に係る手続に関する細則

③ 広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第9条に関する細則

④ 個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則

(イ) 本協会ガイドライン等の一部改正

上記の本協会規則の一部改正等に伴い以下のガイドライン等についても一部改正を行いました。

① 事故の確認申請等の事務手続上の留意事項等について

② 事故確認申請等に関するQ&A

以上は、上記(ア)②「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正、及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正(2022年6月21日公布)による事故報告手続に係る金額基準の引上げに伴う改正。

(2022年6月3日金先協2022年第169号E及び2022年6月22日金先協2022年第209号Eにより会員通知、2022年6月22日及び同年7月1日施行)

③ 個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則に係るガイドライン

上記(ア)④協会規則の一部改正に伴う改正。

(2022年9月26日金先協2022第276号Eにより会員通知、2022年9月26日施行)

④ 金融先物取引状況等報告書記載要領

東京金融取引所において新たに商品が上場されたことに伴う改正。

(2023年3月15日金先協2023年第44号Eにより会員通知、2023年3月15日施行)

(2) 自主規制ルールの定期的見直し

(ア) 本協会の定める自主規制ルールについて、金融先物取引を巡る環境変化に対応すべく、継続的に見直し、改善を行う必要があるとの考えから、定期的に会員からの意見等を募集し、自主規制規則等の整備へ反映していくこととしています。

(イ) 2021年度の募集では、外務員登録の申請において当該外務員が金融商品取引法第64条の2第1項各号のいずれにも該当しない者であることを所属会員及び当該外務員が誓約する書面の原本について電磁的保存を認めてもらいたい旨の意見1件があったことを踏まえ、これに対応すべく2022年9月26日の理事会において関係諸規則の改正を行いました。(上記(1)(ア)⑤「外務員の登録等に関する規則」及び「『外務員の登録等に関する規則』に関する細則」参照)

(ウ) 2022年度では、2023年2月に募集を実施したところ、統計関連報告の見直しに関する意見が1件あり、それについての協会の考え方をKinsaki-netに公表する予定です。

2. 調査統計事業の状況、外部学術連携事業の状況

本協会では、円滑な自主規制活動を推進するため、定款施行規則第3条による会員からの定期的な報告をもとに、所管金融商品取引や会員の業務状況に関する統計、その他の調査を行っています。

(1) 本協会所管金融商品取引の概況

(ア) 2022年4月から12月まで

当期(2022年4月から12月まで)は、外国為替相場において、円は主要通貨に対し概して円安となりました。米ドル円は、日米の金融政策における方向性の違いを背景に10月半ばまで円安が進み、その後、米国の物価上昇率がピークを打ったことや日銀が長期金利の変動幅の許容上限を0.5%に引き上げたことなどを背景に、年末にかけて円高に推移しました。

主要国の長期金利(10年国債利回り)の動向については、想定外のインフレの高止まりや主要国中央銀行による積極的な金融引締めから利回りが上昇し、米国では3.878%(前年同期比約2.4ポイント上昇)となりました。

当期における通貨関連取引の出来高は、海外取引所先物取引が前年同期(2021年4月から12月まで)比2.16%減の433,544枚、海外取引所オプション取引が同96.41%減の15枚、外国為替証拠金取引を除く店頭先物取引が同29.14%減の23,695億円、店頭オプション取引が同33.41%増の1,306,693億円となりましたが、国内取引所取引(外国為替証拠金取引を除く。)の出来高はありませんでした。

外国為替証拠金取引については、店頭外国為替証拠金取引の出来高は同127.30%増の101,753,384億円、国内取引所外国為替証拠金取引は同34.50%増の28,873,118枚となり、国内取引所外国為替証拠金取引における出来高の円換算値は、同97.63%増の343,652億円となりました。

金利関連取引の出来高は、国内取引所先物取引が同98.59%減の1,490枚、国内取引所オプション取引の出来高はなく、海外取引所先物取引が同14.53%増の11,906,028枚、海外取引所オプション取引が同11.81%増の2,608,562枚となりました。

当期末(2022年12月末)における、通貨関連取引の建玉残高は、海外取引所先物取引が前年期末(2021年12月末)比同6.19%減の5,153枚、海外取引所オプション取引の建玉残高はなく、外国為替証拠金取引を除く店頭先物取引が同29.48%減の

2,681億円、店頭オプション取引が同27.27%増の152,895億円となりました。他方、国内取引所取引（外国為替証拠金取引を除く。）の建玉はありませんでした。

外国為替証拠金取引の建玉残高については、店頭外国為替証拠金取引が同8.73%減の68,827億円、国内取引所外国為替証拠金取引が同1.34%減の1,601,281枚となり、国内取引所外国為替証拠金取引における建玉残高の円換算値は、同7.73%増の16,142億円となりました。

金利関連取引の建玉残高は、国内取引所先物取引が同91.56%減の873枚、国内取引所オプション取引はなく、海外取引所先物取引が同17.91%増の1,535,097枚、海外取引所オプション取引が同4.65%減の930,628枚となりました。

外国為替証拠金取引における当期（2022年12月末）の顧客預託金及び2022年度第3四半期の取引実績口座数は、店頭取引が18,173億円及び841,475口座、国内取引所取引が4,631億円及び18,508口座となりました。

(イ) 2023年1月から3月まで

2022年の年末にかけて円高傾向となった外国為替相場は2023年1月に入るとインフレ懸念が和らぎ、欧米の長期金利は低下するなかで円高は落ち着くも、2月発表の米国の各経済指標が好転し、これが概ね好感されて米国の長期金利が上昇、日米の金利差拡大を見据え円安が進行しました。3月に入ると米国の商業銀行の破綻を引き金とした金融不安の高まりによるドル資産の回避や米長期金利の低下を受け、ドル円相場は130円台まで円高が進むも、その後金融不安が収まるに連れて自立反発しドル円相場は月末には133円台となりました。

以上の状況を背景に、店頭外国為替証拠金取引の同年1月から3月までの出来高は、速報値ベースで3,201兆円（内、法人取引は146兆円）となりました。

表 - 本協会所管金融商品取引の出来高及び建玉等の推移\*

出来高 地域別（国内、海外）

期 間	取引所取引 枚	取引所取引			店頭取引（国内）	
		国内		海外 枚	億円	うちFX 億円
		枚	うちFX 枚			
当期	43,822,757	28,874,608	28,873,118	14,948,149	103,083,773	101,753,384
前期	34,745,530	21,573,316	21,467,329	13,172,214	45,779,935	44,767,020
増減 （前期比）	26.12%	33.84%	34.50%	13.48%	125.17%	127.30%

出来高 商品タイプ別

市 場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	オプション	先物	オプション	先物	うちFX	オプション	先物	オプション
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	1,490	0	11,906,028	2,608,562	28,873,118	28,873,118	0	433,544	15
	105,987	0	10,395,551	2,333,108	21,467,329	21,467,329	0	443,137	418
	-98.59%	-	14.53%	11.81%	34.50%	34.50%	-	-2.16%	-96.41%

店 頭	億円	億円		億円	億円	億円		
	-	-		101,777,080	101,753,384	1,306,693		
	-	-		44,800,459	44,767,020	979,476		
				127.18%	127.30%	33.41%		

上段：当期 中段：前期 下段：増減（前期比）

### 期末建玉 商品タイプ別

市 場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	オプション	先物	オプション	先物	うち FX	オプション	先物	オプション
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	873	0	1,535,097	930,628	1,601,281	1,601,281	0	5,153	0
	10,339	0	1,301,953	975,962	1,623,045	1,623,045	0	5,493	0
	-91.56%	-	17.91%	-4.65%	-1.34%	-1.34%	-	-6.19%	-
店 頭	億円	億円			億円	億円	億円		
	-	-			71,509	68,827	152,895		
	-	-			79,211	75,408	120,135		
	-	-			-9.72%	-8.73%	27.27%		

上段：当期 中段：前期 下段：増減（前期比）

### 外国為替証拠金取引の概況

市 場	期 間	取引金額 億円	①期末建玉 億円	②期末顧客 預託金 億円	預託証拠金倍率 =①÷② 倍	取引実績口座数
東京金融取引所 (クリック 365)	当期	343,652	16,142	4,631	3.49	18,508
	前期	173,888	14,984	3,962	3.78	19,537
	増減 (前期比)	97.63%	7.73%	16.89%	-7.83%	-5.27%
店頭取引	当期	101,753,384	68,827	18,173	3.79	841,475
	前期	44,767,020	75,408	16,523	4.56	811,164
	増減 (前期比)	127.30%	-8.73%	9.99%	-17.01%	3.74%
合計	当期	102,097,037	84,969	22,805	3.73	859,983
	前期	44,940,909	90,393	20,486	4.41	830,701
	増減 (前期比)	127.18%	-6.00%	11.32%	-15.56%	3.52%

\* 金額は、いずれも、会員からの枚数又は通貨単位による出来高報告（四半期）数値を事務局において円換算した値であり、当期とは、取引金額は2022年度第1～3四半期（2022年4月から12月）までの累計、建玉及び預託金は2022年度第3四半期末（2022年12月末）時点での値、実績口座数は2022年度第3四半期（2022年10月から12月）に新規又は決済取引が行われた取引口座の数、前期とは、取引金額は2021年度第1～3四半期（2021年4月から12月）までの累計、建玉及び預託金は2021年度第3四半期末（2021年12月末）時点での値、実績口座数は2021年度第3四半期（2021年10月から12月）に新規又は決済取引が行われた取引口座の数にて記載しています。

(2) 東京外国為替市場委員会との共同調査

本協会では、毎年1回、東京外国為替市場委員会と共同して、店頭外国為替証拠金取引と外国為替市場との関係性に着目した調査を実施しています。

2022年度は4月に実施し、調査対象会員全社の49社から所定の調査票に回答して頂いた内容を分析し、調査結果レポートをまとめ、一般向け協会ホームページに公表しました(2022年10月31日)。なお、同調査結果レポートは東京外国為替市場委員会のホームページにも掲載されています。

(3) マッピング

本協会では、適宜、新たな金融先物取引の内容やデリバティブ取引に関する規制を調査し、その取引に対する各種規制の適用状況や出来高の推移などについて整理(マッピング)を図っています。2022年度におけるマッピングは別紙2に添付のとおりです。

また英訳版を作成し、海外の規制当局や自主規制機関等に提供しています。

(別紙2 「所管金融商品取引の状況(マッピング)」 参照)

(4) 顧客損益状況調査

顧客の損益にかかる基礎的情報の収集を目的として、顧客損益状況調査を毎年実施しています。

2021年を対象とした調査の結果については、2022年7月26日開催の第55回FX幹事会にて報告し、調査結果資料をKinsaki-netに掲載しました。

(5) 学術連携事業の状況(FX取引における法的構造)

学術連携(法学)研究会は、主に取引データ保存・報告制度のデータ分析を踏まえて、価格の適正性の考え方や、かい離した約定価格における投資家への説明責任などについて、神作裕之東京大学大学院法学政治学研究科教授、弥永真生明治大学専門職大学院会計専門職研究科教授、飯田秀総東京大学大学院法学政治学研究科教授、白井正和京都大学大学院法学研究科教授、小出篤早稲田大学法学学術院教授に参加いただき、意見交換を行っています。本年度の開催はありませんでした。

3. 会員監査及びモニタリング、会員処分等の状況

(1) 会員監査

(ア) 実地監査

会員の法令諸規則又は信義則の遵守状況について、投資者保護の観点から、監査を行っています。

2022年度は前年度と同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点等を勘案し、主に書類ベースでの確認及び電話やメール、Web会議システムを活用するとともに、必要に応じて臨店によるヒアリングにより監査を実施しました。なお、東京金融取引所参加者である会員については、会員の負担軽減等のために同所との合同検査を行っています。

2022年度の実地監査の実施件数は10件でした。

(イ) 監査結果

2022年度の監査結果をみると、おおむね適正な業務管理がなされていると認められましたが、一部会員においては、内部管理態勢の整備が不十分であった事案、スプレッド広告における修正・中止の基準が不適切であった事案、アフィリエイト広告における

事後チェックが不十分であった事案、顧客注文の適正執行に関する検証が不十分な事例、取引データ保存・報告制度での報告データが誤っていた事例等がみられましたので、必要な指導を行いました。

## (2) モニタリング

### (ア) モニタリング概要

オンサイトの実地監査と並行して、協会では、会員の適正な業務執行の状況を調査する目的で、オフサイトのモニタリングを実施しています。また、調査等の結果を踏まえ、必要に応じて会員に対して文書を発出し、注意喚起等を行っています。

2022年度においては、以下の10項目についてモニタリングを実施したほか、各種調査を行っています。

- ① 事業報告書及び決算表の状況
- ② 自己資本規制比率等の状況（月次モニタリング帳票）
- ③ 区分管理信託の状況
- ④ 未収金発生状況及び残高状況
- ⑤ システム障害の状況
- ⑥ 事故報告等の定款第4条に基づく各種報告の内容確認
- ⑦ 損失補てんの確認申請及び事後報告の内容確認
- ⑧ 広告モニタリング（ホームページや雑誌の定期的な確認等）
- ⑨ 苦情の状況等
- ⑩ ストレステストモニタリング

### (イ) モニタリング各論

#### ① 概況調査

新規にFX取引を開始する会員に対し、サービス内容等の概要を把握するために調査を行っています。2022年度は1社に実施しました。

#### ② 書類調査

必要に応じて、複数の会員に対して書類で回答を依頼する書類調査を行っています。

##### (i) サービス稼働状況調査

FX取扱会員に対し、毎年4月時点で顧客に提供しているサービスについて、その名称や稼働口座数等の回答とともに契約締結前交付書面の提出を求める書類調査を行っており、調査結果は各種監査等の基礎資料として活用しています。本年度は2022年5月に実施しました。

##### (ii) 不正アクセス等防止ガイドラインに関する書類調査

2021年4月に「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」を制定し、同年10月にその対応状況を把握するための1回目の書類調査を行いました。

システム対応には、通常、一定程度の期間を要することから、その後の進捗状況を確認するため、2回目の書類調査を2022年5月に実施し、調査内容について当局と連携しました。

##### (iii) 法人店頭FX取引の証拠金率に関する書類調査

法人店頭FX取引に関しては金商業府令においてその証拠金率が定められているため、当該証拠金率について協会公表値を利用せずに自社で算出をしている会員を中心に、過去に適用した証拠金率を調査する書類調査を2023年2月に実施しました。

#### ③ 特別調査

取引データ保存・報告制度において、毎営業日提出される取引データの正確性を確認するための特別調査を3社に対して行いました。

④ 広告モニタリング

広告モニタリングでは、外国為替証拠金取引や個人向け店頭バイナリーオプション取引を取り扱う会員の雑誌広告やホームページ、アフィリエイト広告等を巡回し、誤認防止など投資者保護の観点から、不適切な表示等が認められた会員に対し内容の修正を求める等の指導を行っています。

会員ホームページやキャンペーン広告等に係る2022年度の指導件数は、会員14社に対し延べ22件の指導を行っており、当該指導内容は以下のとおりとなっています。

(参考) 広告モニタリングによる指導内容 (2022年度)

広告の種類	延べ件数	概要
スプレッド広告	14	表記方法が規則に不適合
キャンペーン広告	6	不適切な実施内容
HP上の表記方法	2	記載内容や説明が不十分
合計	22	

⑤ ストレストテストモニタリング

協会では、ストレステストの算出結果がマイナスとなった場合の随時報告や、定例の月次報告について当局と情報共有を行っています。また、算出誤りが発見された場合には、訂正報告の提出や、必要に応じて原因究明や再発防止策等について聴取し、適正な算出を行うよう要請をしています。

なお、2022年度における算出誤り、訂正報告等は、従前に比べ大幅に減少しました。

⑥ 未収金等調査

2022年11月の米国の指標発表時の相場急変に際し、金融庁からの要請によりロスカット未収金、ロスカット損失額を把握するための速報調査を行いました。

(ウ) その他

金融商品取引法第39条第7項に定める事故確認申請書及び金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項等に定める事故報告（いわゆる損失補てんについての事故確認申請及び事故報告）について、金融庁及び財務局からの要請を受け、当該申請書及び報告書の提出方法を書面郵送から電子的方法による提出に変更する協会規則の改正を行いました。

(3) 会員処分等の状況

2022年度の本協会の定款等に基づいて会員又は外務員に対して行われた処分の状況は、以下のとおりです。

(ア) 会員処分

本協会定款に基づき、会員2社に対し、過怠金の賦課処分を行いました。なお、処分と併せて当該会員に対し、法令諸規則等の遵守及び内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行い、再発防止のための業務改善策について報告を徴求しました。

(イ) 外務員処分

金融商品取引法第64条の5に基づく本協会規則「外務員の登録等に関する規則」第11条の処分、及び本協会の処分として同規則第6条に基づき、会員の外務員3名に対し、処分を行いました。

(注) 会員処分については、定款第19条第1項の規定に基づき実施しています。

外務員処分については、金融商品取引法第 64 条の 7 の委任事務として、同法第 64 条の 5 に基づき本協会規則「外務員の登録等に関する規則」第 11 条の処分を実施しています。また、本協会の処分として、同規則第 6 条に基づき処分を実施しています。

#### 4. 苦情・相談、あっせん事業等

##### (1) 苦情・相談、あっせん事業

(ア) 苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター (Financial Instruments Mediation Assistance Center (FINMAC))」に業務委託を行っています。

第一種金融商品取引業に係る苦情、あっせんについては、指定紛争解決機関である FINMAC の独自業務となりました。他方、苦情・相談、あっせんのうち、第二種金融商品取引業務及び登録金融機関業務に係るものについては、本協会から業務委託を行っています。

(イ) 2022 年度における苦情・相談、あっせん事業の状況については、「はじめに、4. 苦情・相談、あっせん事業」に記載のとおりです。

##### (2) 認定個人情報保護団体

(ア) 本協会は、2014 年 8 月 1 日付で金融庁長官から個人情報保護法第 37 条 (2017 年 5 月 30 日からは第 47 条、個人情報保護委員会の所管に変更) に基づく認定個人情報保護団体の認定を受け、会員における個人情報取扱いに関する一般投資者からの苦情処理などの認定業務を行っています。

(イ) 2022 年度における相談・苦情等の受付は 1 件ありました。

#### 5. 外務員登録関係及び内部管理責任者関係

##### (1) 外務員登録の実施等

本協会では、国から金融先物取引の外務行為を行う者に対する外務員の登録に関する事務が委任されています (注 1)。外務員の登録に当たっては、登録を申請する会員から登録手数料を徴収しています。

本協会が登録業務を受任して以降、2023 年 3 月末までに累計 283,519 人の外務員登録が行われ、同日現在の登録外務員数は、124,748 人 (注 2) です。

2022 年度、外務員の登録等の処理件数は、登録 8,503 件 (新規・既存) を含め、21,305 件、登録に伴う外務員登録手数料収入は約 9 百万円 (注 3) でした。

(注 1) 金融庁ホームページ 金融商品取引法に基づく外務員の登録及び抹消 (監督局 証券課) 2023 年 3 月末時点での URL [https://www.fsa.go.jp/koueki/s\\_houjin/05.pdf](https://www.fsa.go.jp/koueki/s_houjin/05.pdf) 参照。

(注 2) 直近の各年度末における外務員登録者数の推移

2018 年度末	2019 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2022 年度末
129,856 人	129,286 人	127,454 人	127,166 人	124,748 人

(注 3) 外務員登録手数料については、金融商品取引業等に関する内閣府令第 256 条により、1,000 円と定められています。

##### (2) 外務員統合管理システム

国より委託を受けた外務員登録事務の実施のため、2005 年度から外務員登録等に関するシステムを開発し、以降、会員のご意見を踏まえつつ、整備を行っています。

システムの老朽化に伴い、クラウドを使用した汎用システムを基に新システムの開発を開始し、金融庁の了承を得て、旧システムから新システムへの移行を2020年2月に完了し、運用を開始しています（フェーズⅠ）。その後、会員へのレスポンス向上と協会側の作業削減を目的として、会員から受領している外務員申請書について、会員から新システムへ直接申請するための協会と会員の双方向での入力可能なシステムを開発し、2021年9月より稼働を開始しました（フェーズⅡ）。

2022年度については、協会規則の改正を受けて、新システムにおいて、性別欄を削除しました。また、現在、外務員登録手数料の請求書発出機能の追加に向け、システムを改修中で、2023年6月を目途に実施する予定です。

### （3） 外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験

#### （ア） 外務員資格試験

2005年の金融先物取引法の改正により外務員登録が制度化され、本協会において外国為替証拠金取引を取扱う外務員に対して資格試験合格を登録要件とすることとされました。

2022年度における試験実施状況は、受験者数655人に対し、合格者数650人となりました。なお、2006年4月から2023年3月末までの累計受験者数は28,791人で、合格者数は26,930人です。

#### （イ） 資格試験合格を登録要件とする外務員の範囲

外務員登録に資格試験の合格を登録要件としているのは外国為替証拠金取引を取扱う外務員、仲介業を行う役員等及び個人向け店頭バイナリーオプション取引を取扱う外務員です。

#### （ウ） 外務員資格更新研修試験の概要

登録を受けている外務員（外務員登録時に資格試験合格を要件とする者に限ります。）に対して、その登録を受けた日を基準として5年目が経過した場合、又は、新たに外務員の登録をする者が過去2年の間に外務員資格試験若しくは外務員資格更新研修試験又は内部管理責任者資格試験に合格していない場合には、外務員資格更新研修（外務員資格更新研修試験の受験）の受講を義務付けることとしています。

2022年度における試験実施状況は、受験者数526人に対し、合格者数526人となりました。なお、2009年4月から2023年3月末までの累計受験者数は6,945人で、合格者数は6,866人です。

### （4） 内部管理責任者関係

会員は、「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」第14条により、内部管理担当役員及び内部管理責任者について、毎年7月末現在の配置状況を協会に報告することとなっています。

2023年3月末現在、会員138社における内部管理担当役員等及び内部管理責任者の配置状況は、内部管理担当役員等141名、内部管理責任者637名となっています。

2022年度における試験実施状況は、受験者数317人に対し、合格者数316人となりました。なお、1997年2月から2023年3月末までの累計受験者数は14,405人で、合格者数は12,419人です。

## 6. 各種刊行物の刊行、投資者教育事業、会員・特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）等

### （1） 各種刊行物の刊行

2022年度における各種刊行物の状況は、以下のとおりです。

① 会報

事務局の運営状況及び金融先物取引に関わる情報の発信を目的に、年4回、会報を定期に作成し、Kinsaki-net上の電子ファイルにより、会員に発信しています。

2022年度に発刊した会報では、以下の特集記事等を掲載しています。

号数	掲載記事
第132号	「2021年海外主要金融デリバティブ市場の現状」 「個人向け店頭バイナリーオプション取引状況報告」 (寄稿論文)人は大損するとリスクを高めるのか？大儲けすると リスクを高めるのか？—FX証拠金取引の投資家分析—
第133号	「会員の決算状況(2022年3月期)について」
第134号	「店頭外国為替証拠金取引の実態調査結果について」
第135号	「会員の決算状況(2022年9月期)について」

また、会報は金融先物取引業や本協会の活動への理解を促進し、加えて投資者教育を図ることを目的に、その内容の一部を一般向け協会ホームページに掲載しています。

② 金融先物取引業協会諸規則集

「金融先物取引業協会諸規則集」を作成し、会員及び特別参加者に紙媒体のものを一部ずつ無償提供(2022年度版は2023年3月に配付)しています。また、一般向け協会ホームページ/協会について/定款諸規則等では、最新版の定款諸規則等を閲覧することが可能です。

③ 金融先物取引業務マニュアル

会員の業務を支援するためのツールとして、「金融先物取引業務マニュアル」を作成し電子媒体により提供(Kinsaki-net掲載)を行っています。なお、紙媒体を必要とする会員にはオンデマンド出版により提供しています。

本マニュアルは、原則として年度ごとに内容を見直しており、2022年10月版として最新のものをKinsaki-netに掲載しました。

(2) 投資者教育事業(大学への提供講座)

若年層向けの投資教育の一環として、2022年度は2大学での提供講座を開講しました。

- 龍谷大学において「現代特別講義(ビジネスと市場リスク)」と題し、ビジネスの世界において重要な市場リスクの管理に関して基礎的な知識から、実践的対応までについて、通常の単位取得講義として全15講義を実施。(2022年8月)
- 明治大学において「応用総合講座(ビジネスと市場リスク)」と題した講義(全14回)を実施。(2022年9月から2023年1月までの毎週金曜日)

また、提供講座用の動画コンテンツを作成し、講義の教材として活用しました。

(3) 会員・特別参加者専用サイト(Kinsaki-net)

本協会事務局から会員・特別参加者への適時的確な各種連絡や情報提供は、ベターサービスを志向する本協会の運営の重要な柱であると考えます。Kinsaki-netは、この点で基幹的な機能を果たしており、多数の通知文書に加えて、各種部会、ワーキング・グループの審議状況をはじめとする本協会の活動についての報告や、会員・特別参加者のニーズを踏まえた刊行物電子化のプラットフォームとしての役割を担っています。

2022年度に、Kinsaki-netを通じて行われた連絡件数は、310件(うち本協会通知文書掲載182件)となっています。

## 7. 金融先物取引業務の改善合理化

### (1) FX 幹事会の活動状況

#### ① Kinsaki-net の更改についてのアンケート実施

2024 年度中のリニューアルに向け、会員に対し機能面やセキュリティ面その他のご要望等のアンケートを実施し、更改後のシステム対応（各種ブラウザのサポート／脱 PPAP など）のほか、ユーザビリティに関する要望などが寄せられました。

アンケート結果については第 56 回 FX 幹事会において報告しています。

#### ② 投資教育関係ワーキング・グループの設置

本年度は、FX 投資家向けコンテンツの企画・制作及び利用促進に向けた具体的な施策についての検討に際して、現場目線のセンスやアイデア、知見などを幅広く取り入れるため、FX 幹事会の下に投資教育関係ワーキング・グループを設置（第 1 回目開催日；2022 年 9 月 16 日）しました。

ワーキング・グループでは、本年度のテーマとして掲げた、無登録業者の悪質な投資勧誘による被害防止のための啓発動画の企画・制作について、3 回に亘って検討を行いました。

#### ③ サイバーセキュリティに関する講演の実施

JPCERT コーディネーションセンターより講師を招き、「直近のサイバー攻撃の動向と留意すべき点について」と題する講演を第 58 回 FX 幹事会（2023 年 1 月）で実施しました。この講演の実施に当たっては、事前に質問事項をとりまとめたうえで会員と専門家間で意見交換を行いました。

## 8. 教育、研修事業

### (1) 会員の教育・研修事業

規制環境の変化の著しい状況等に顧み、セミナー等の開催は原則セミナー会場と Web によるハイブリッド形式で実施するものとし、協会事務局の活動をお伝えする等のほか、日本銀行、財務省、金融庁、財務局及び国税庁等にご講演をいただいています。

2022 年度は、以下のとおり開催しています。

開催日時	テーマ	講師（講演順）
2022 年 12 月 5 日、 6 日 説明会 (Web 開催)	「テロ資金供与・拡散金融対策に係る説明会」	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁国際テロリズム対策課 国際テロリズム情報官 西尾慎二郎 氏</li> <li>警察庁組織犯罪対策第一課課長補佐 西田健二 氏</li> <li>金融庁リスク分析総括課マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室 主任統括検査官 尾崎寛 氏</li> </ul>
2022 年 12 月 12 日 会員セミナー (KKR ホテル大阪 及び Web によるハイブリッド開催)	「金融行政の方向性並びに ESG 情報開示の潮流について」	<ul style="list-style-type: none"> <li>近畿財務局 金融監督官 黒田正二 氏</li> </ul>
	「協会監査・苦情等について」	<ul style="list-style-type: none"> <li>本協会監査部長 村田雅彦</li> </ul>
	「FX 取引等における個人顧客損益実態調査の結果等について」	<ul style="list-style-type: none"> <li>本協会調査部長 北村剛志</li> </ul>

開催日時	テーマ	講師(講演順)
2023年2月21日 会員セミナー (ホテルグランド アーク半蔵門及び Webによるライブ リッド開催)	「CRS情報の報告状況」	・ 国税庁国際業務課 国際企画官 中山 覚 氏
	「最近の国際金融情勢」(資料 提供)	・ 財務省 為替市場課総括課長補 佐 安田怜央 氏
	「日本経済の現状と展望」	・ 日本銀行 経済調査課長 長野 哲平 氏
	「協会監査・苦情等について」	・ 本協会監査部長 村田雅彦
	「FX取引等における個人顧客損 益実態調査の結果等について」	・ 本協会調査部長 北村剛志

また、全国地方銀行協会の会員向け研修において、市場リスク管理に関わる部門の初任担当者を対象とした4日間の講義のうち、本協会職員が一部を担当し、講師として主に通貨オプションの基礎知識と特性についてWebにて講義を行いました。

## (2) 投資者教育事業

### (ア) 投資者教育事業

一般の投資者の参加が進むデリバティブ取引について、投資者の信頼に基づく健全な発展を続けるためには、投資者自身の金融リテラシーを高めるとともに、金融リテラシーを踏まえた投資者の行動を支える金融商品取引業者の態勢をさらに整えることが肝要であると考えられます。こうした観点から踏まえ、本協会では、金融先物取引に関する自主規制機関として、投資者リテラシーを高めるとともに取引の健全な発展を図るための取組みを進めています。なお、現在の協会の厳しい財務事情の中で、「公益財団法人資本市場振興財団」に投資者教育事業の公益目的にご理解をいただき、本事業経費の一部について、同財団より助成をいただいています。

#### (イ) 2022年度の実施状況

##### ① Webコンテンツの作成

無登録業者等からの悪質な投資勧誘による被害防止のための啓発動画「FX取引は、ちゃんとした業者とやらなあかん！」を一般向け協会ホームページで公開しました(2023年3月)。また、最近の「時短」意識の高まりを踏まえ、動画の一部を切り取ったダイジェスト版を追加公開しました(2023年4月)。

##### ② 新興国通貨等に関するレポート作成

投資者教育事業の一環として、シンクタンクと連携して一般投資者向けの啓蒙資料の作成を進めており、FX取引において投資者の取引が活発となってきている新興国通貨に関する情報を取りまとめたレポートや、FX取引市場の動向に関するレポートを取りまとめ、取引を行うに当たっての基礎的な知識を普及することを目的としたレポートの作成を進めています。

本年度は、公益法人国際通貨研究所にレポートの寄稿を依頼し、新興国通貨等に関するレポートの拡充及び既存レポート内容の更新(ニュージーランドドル及びオーストラリアドルの新規掲載、ロシア、トルコ、南アフリカ、タイ、メキシコ、北欧レポートの更新)を実施しました。

##### ③ 投資(家)行動の実証分析

本協会学術アドバイザーの岩壺健太郎教授（神戸大学大学院経済学研究科）に、投資家の行動経済学的分析をテーマとした研究を依頼しています。

2022年度は、実際の店頭外国為替証拠金取引の取引データから、投資家の外貨買い・円売りの選好について、金利との関係を含めた分析を行い、12月に中間報告の研究会を開催し、2023年3月に最終的な分析結果として論文を寄稿いただきました（2023年4月の会報に掲載しました）。

## 9. 行政機関・内外の自主規制機関等との関係

### (1) 国内の行政機関・自主規制機関等との関係

#### (ア) 金融庁との意見交換会

金融庁幹部と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員との意見交換会を開催しています。2022年度は10月13日に第14回意見交換会を開催しました。

#### (イ) マネーロンダリング関係

##### ① マネロン対応高度化官民連絡会

財務省、金融庁、法務省等によりFATF対応、マネロン対応についてのプレゼンテーションが、2022年度は4月18日及び11月2日に開催され、本協会はオブザーバーとして参加し各方面との情報共有に努めています。

##### ② マネロン・テロ資金供与対策

2022年12月に「テロ資金供与・拡散金融対策に係る説明会」について、警察庁国際テロリズム対策課、同組織犯罪対策第一課及び金融庁総合政策局による説明会がWebにより開催され、会員に参加いただいています。

#### (ウ) 国際金融都市 OSAKA 推進委員会

大阪における国際金融都市の実現に向けた取組みを推進することを目的として、行政・経済界・各種団体で構成する「国際金融都市 OSAKA 推進委員会」が設立されました（2021年3月）。

本協会は、同委員会のオブザーバーとして、2022年度第1回幹事会に参加しました。

### (2) 国外の行政機関・自主規制機関等との関係

金融先物取引を所掌する自主規制機関である本協会は、先物取引の世界的な機構であるFIA (Futures Industry Association: 米国先物業協会) に加盟しています。その研修機関であるIFM (Institute of Financial Market) の先物取引の刊行物を、投資教育事業の一環として翻訳し、一般向け協会ホームページで公開しています。また、投資教育に関する国際的な推進機関である、投資家教育国際フォーラム (International Forum for Investor Education (IFIE※)) に2016年3月から加盟し、IFIE と証券監督国際機構 (IOSCO) の共催による「投資教育コンファレンス」に参加しています（本年度の開催はなし）。

(※) IFIE (投資家教育国際フォーラム) は、世界中の関係機関等と横断的に連携して、金融知識と投資者教育の向上を支援することを目的として2005年に設立されました。

## 10. 法令に基づく主務大臣等への協力

### (1) 法人顧客に対する証拠金規制（為替リスク想定比率の算出・公表）

本協会では、2016年6月14日金融庁告示第25号の示すところにより、法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、必要証拠金率の算出・公表業務を2017年2月17日よ

り開始し、当該比率を週次で一般向け協会ホームページに公表しています。

当該業務は外部委託しており、おおむね順調に行われていましたが、本年度は、一般向け協会ホームページ上にある当該比率の公表ページにおける障害が複数回発生しており、いずれの場合も、当該公表ページが当該委託先の管理下にあることで本協会において迅速な対応が行えず、復旧まで時間を要しました。

そのことを踏まえ、一般投資者への情報提供に万全を期するべく、当該比率算出に用いる為替データの提供及び当該比率の算出業務はこれまでどおり当該委託先に委託するが、当該公表ページの管理については、2023年度中に本協会が行う形に改めることとし、準備を進めています。

## (2) 金融庁業務支援統合システム（届出一元化）対応

会員から金融庁へ「業務支援統合システム」を通じて報告されているモニタリング調査表、決算状況表等は、2022年4月から金融庁と本協会の間で当該報告内容のデータ連携をシステム上で行うことが可能になりました。

協会では、これに係る既存システムを改修し、会員からデータを直接いただく代わりに、金融庁から当該報告内容のデータの提供を受け、これを集計し、データベース化すると共に、当該システムの継続的な保守及び運用を行うこととしています。

会員に対しては、本件における移行期間を2022年4月から7月迄とし、同年8月以降の各報告時の留意事項等について、通知文書を通じて周知を行うなど必要な諸対応を昨年度に続き行いました。

## 11. 内外諸情勢の変化に即応した適正かつ効率的な協会業務の推進

### (1) 協会業務系システムの更改

協会業務系システムは情報セキュリティ及びBCPの観点からシンクライアント環境を導入しています。

2023年度に現行インフラの切替時期を迎えることから、IT・情報セキュリティの現状を踏まえて、より安全で効率的な業務環境を実現するべく、システム構成等を見直し、2022年度から計画的に更改作業を進め、2023年5月までに完了する予定です。

### (2) 会員・特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）の更改

2008年から会員・特別参加者への情報伝達の迅速化等を目的として会員からの要望も踏まえ、安全性を考慮したウェブ報告機能（会員限定Webサイトを通じて情報のやり取りを行う。）を持つKinsaki-netの運用を開始しました。

本協会では、会員の利便性の向上及び業務負担の軽減とともに事務局における業務効率化を目的とした機能追加等を逐次行ってきたところであり、本年度においては、2024年度の更改に向けて、会員に対してアンケートを実施し、意見・要望を受けつつ、品質特性の検討及び開発に携わる業者・サービスの選定等に当たり専門家の意見を聴取・参考とするため、コンサルタント会社と契約を締結するなどして更改を行う準備を行いました。

### (3) サイバーセキュリティへの取り組み

- ① 2016年度から一般社団法人JPCERTコーディネーションセンターが提供する「早期警戒情報」の一部を、本協会を通じて希望する会員に提供しています。
- ② 金融庁主催の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習への会員参加を促しています。

- ③ この他、本年度は、既出のとおり、第 58 回 FX 幹事会（2023 年 1 月）において JPCERT の専門家によるサイバーセキュリティに関する講演を実施するなどの取組みを行っています。（I、6 サイバーセキュリティ参照）

## 12. その他

### (1) 協会の個人情報保護対策

協会では、2008 年度よりセキュリティ・コンサルタントによる定期個人情報保護研修を実施するとともに個人情報保護に係る外部監査を受けています。

本年度の当該研修及び監査はともに 2023 年 3 月に実施し、当該監査においては「全体を通して、協会が保有する個人情報は適切に管理され、情報漏えい等のリスクが少ないことを確認しました。」との意見をいただいています。

### (2) 協会役職員に対するハラスメント研修の実施

協会では、労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が 2022 年 4 月から全企業に義務化されたことを受け、一般社団法人日本産業カウンセラー協会より講師を招き役職員に対し「明るく働きやすい職場づくりに向けて」と題したハラスメント研修を 2022 年 10 月に実施しました。今後も毎年実施することとしています。

## IV. 協会の概要

### 1. 事務局

#### (1) 組織・人員

本協会事務局は、統括役 2 人の下、4 部（総務、業務、監査、調査）体制で業務を行っています。

職員数（2023 年 3 月末現在）は、20 人（うちパート 2 人）です。

（別紙 3 一般社団法人金融先物取引業協会組織図 参照）

#### (2) 所在地

主たる事務所 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1-3  
NBF 小川町ビルディング

代表電話番号 (03) 5280-0881

各部代表電話番号 総務部 (03) 5280-0881、0889

業務部 (03) 5280-0882

調査部 (03) 5280-0884

監査部 (03) 5280-0883

FAX 番号 (03) 5280-0895

URL <https://www.ffaj.or.jp/>

<https://www.ffaj.or.jp/en>

支部は置かれていません。

### 2. 財務報告

#### (1) 収支の状況

2022 年度における収入は、551 百万円（No. 21 事業活動収入 548 百万円、No. 53 退職給付引当資産取崩収入 3 百万円）となっています。

一方で支出は、542 百万円（No. 46 事業活動支出 483 百万円、No. 58 過剰金積立資金取得支出 14 百万円、No. 59 自主規制事業実施積立資金取得支出のうち 19 百万円、No. 60 取

引データ保存・報告制度の運用に係る負担金積立資金取得支出8百万円、No. 61・62 役員・職員退職給付引当資産取得支出11百万円、固定資産取得支出（No. 64 什器備品取得支出及びNo. 65 ソフトウエア取得支出）7百万円）となっています。

単年度の収支差は9百万円のプラスとなったことから、当該9百万円を自主規制事業実施積立資金へ繰入れ（自主規制事業実施積立資金取得支出（No. 59））ています。

○2022年度収支計算書における決算概要

（単位：千円）

No.	科目 (記載のNo. は収支計算書上の行番号です。)	2022年度 予算額 (a) (流用後)	2022年度 決算額 (b)	差異 (a-b)
1	<b>収入合計 (A)</b>	<b>564,375</b>	<b>551,142</b>	<b>13,232</b>
2	事業活動収入 (No. 21)	554,775	548,315	6,459
3	退職給付引当資産取崩収入 (No. 53)	9,600	2,827	6,773
4	<b>支出合計 (B)</b>	<b>648,907</b>	<b>542,370</b>	<b>106,537</b>
5	事業活動支出 (No. 46)	552,486	483,430	69,057
6	うち 事業費支出 (No. 36)	502,347	447,197	55,150
7	うち 管理費支出 (No. 45)	50,139	36,232	13,907
8	過剰金積立資金取得支出 (No. 58)	14,000	14,000	0
9	自主規制事業実施積立資金取得支出 (No. 59) のうち、過年度において取引データ保存・報告制度に係る費用として支出した費用の戻り分 (2021年度から5年分割の2年目)	18,663	18,663	0
10	取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金積立資金取得支出 (No. 60)	0	7,685	△7,685
11	役員・職員退職引当資産取得支出 (No. 61、No. 62)	15,428	11,379	4,049
12	固定資産取得支出 (什器備品取得支出 (No. 64)、ソフトウェア取得支出 (No. 65))	8,330	7,214	1,116
13	予備費支出 (No. 78)	40,000	0	40,000
14	<b>収支差 (A-B)</b>	<b>△84,532</b>	<b>8,772</b>	<b>△93,305</b>
15	自主規制事業実施積立資金からの取崩し (自主規制事業実施積立資金取崩収入 (No. 52))	84,532	0	84,532
16	自主規制事業実施積立資金へ繰入れ (自主規制事業実施積立資金取得支出 (No. 59))	0	△8,772	8,772

(注) 四捨五入により合計等一致しない箇所があります。

(2) 財務の状況

2022年度末の正味財産は514百万円（前年度末比41百万円増）となりました。

主な特定資産のうち、預り預託金充当資産は1,374百万円（前年度末比4百万円減）、過剰金積立資金は14百万円（前年度末比14百万円増）、自主規制事業実施積立資金は396百万円（前年度末比28百万円増）、取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金積立資金は15百万円（前年度末比8百万円増）となりました。

○ 2022年度における特定資産の増減額及びその残高

(単位：千円)

NO.	科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
1	預り預託金充当資産	1,378,000	12,000	16,000	1,374,000
2	過剰金積立資金	0	14,000	0	14,000
3	自主規制事業実施積立資金	367,917	27,889	0	395,806
4	取引データ保存・報告制度の運用に係る 負担金積立資金	7,162	7,685	0	14,847
5	役員退職慰労引当資産	2,963	1,616	0	4,579
6	退職給付引当資産	78,247	9,763	2,827	85,183
7	合計	1,834,289	72,953	18,827	1,888,415

(注) 四捨五入により合計等一致しない箇所があります。

(3) 監査法人による監査の実施

本協会は、財務運営の適正性の観点から、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、収支計算書及び財務諸表等に対する会計監査を受けています。

2022年度の収支計算書及び財務諸表等に対する会計監査については、無限定適正意見を付した監査報告書を2023年4月27日にいただいています。

V. 会員等の状況

1. 会員等の状況

2023年3月31日現在、本協会の会員は138社、特別参加者は4社です。

2022年度中、会員については、入会2社、退会3社（金融先物取引業の廃止2社、事業譲渡に伴う退会1社）です。特別参加者については、入退会はありません。

会員、特別参加者の状況

(2023年3月31日現在)

業 態	会 員	特 別 参 加 者
都市銀行	4	—
地方銀行	30	—
信託銀行	3	—
その他の銀行	9	—
外国銀行	10	—
第二地方銀行	4	—
信用金庫	—	—
系統金融機関	1	1
短資会社等	—	—
証券会社	51	1
外国証券会社	2	—
商品先物会社	5	—

業 態	会 員	特 別 参 加 者
先物専門会社	18	—
その他	1	2
合計	138	4

## 2. 会員一覧

※ 会員番号順、役職名は会員届による。

都市銀行	会員代表者	
株式会社りそな銀行	代表取締役社長	岩永 省一
株式会社三菱UFJ銀行	頭取	半沢 淳一
株式会社三井住友銀行	頭取	高島 誠
株式会社みずほ銀行	取締役頭取	加藤 勝彦

地方銀行	会員代表者	
株式会社千葉銀行	取締役頭取	米本 努
株式会社横浜銀行	代表取締役頭取	片岡 達也
株式会社伊予銀行	代表取締役	三好 賢治
株式会社百十四銀行	代表取締役 取締役頭取	綾田 裕次郎
株式会社北陸銀行	代表取締役頭取	中澤 宏
株式会社北海道銀行	代表取締役頭取	兼間 祐二
株式会社第四北越銀行	取締役頭取	殖栗 道郎
株式会社北國銀行	取締役頭取	杖村 修司
株式会社十六銀行	取締役頭取	石黒 明秀
株式会社中国銀行	取締役頭取	加藤 貞則
株式会社広島銀行	取締役頭取	清宗 一男
株式会社常陽銀行	取締役頭取	秋野 哲也
株式会社八十二銀行	取締役頭取	松下 正樹
株式会社大垣共立銀行	取締役頭取	境 敏幸
株式会社静岡銀行	取締役頭取	八木 稔
株式会社京都銀行	取締役頭取	土井 伸宏
株式会社西日本シティ銀行	取締役頭取	村上 英之
株式会社山口銀行	取締役頭取	曾我 徳將
株式会社佐賀銀行	取締役頭取	坂井 秀明
株式会社百五銀行	取締役頭取	杉浦 雅和
株式会社群馬銀行	取締役頭取	深井 彰彦
株式会社滋賀銀行	取締役頭取	高橋 祥二郎
株式会社池田泉州銀行	代表取締役頭取兼 CEO	鶴川 淳
株式会社福井銀行	取締役兼代表執行役頭取	長谷川 英一
株式会社七十七銀行	取締役頭取	小林 英文
株式会社北九州銀行	取締役頭取	嘉藤 晃玉
株式会社福岡銀行	取締役頭取 (代表取締役)	五島 久

地方銀行	会員代表者	
株式会社足利銀行	取締役頭取	清水 和幸
株式会社きらぼし銀行	取締役頭取	渡邊 壽信
株式会社関西みらい銀行	代表取締役兼社長執行役員	菅 哲哉

信託銀行	会員代表者	
三井住友信託銀行株式会社	取締役社長	大山 一也
三菱UFJ信託銀行株式会社	取締役社長	長島 巖
みずほ信託銀行株式会社	取締役社長	梅田 圭

その他の銀行	会員代表者	
PayPay銀行株式会社	代表取締役社長	田鎖 智人
株式会社埼玉りそな銀行	代表取締役社長	福岡 聡
株式会社あおぞら銀行	代表取締役社長	谷川 啓
楽天銀行株式会社	代表取締役社長 最高執行役員	永井 啓之
株式会社新生銀行	代表取締役社長	川島 克哉
ソニー銀行株式会社	代表取締役社長	南 啓二
住信SBIネット銀行株式会社	代表取締役社長	円山 法昭
auじぶん銀行株式会社	代表取締役社長	石月 貴史
GMOあおぞらネット銀行株式会社	代表取締役社長	山根 武

外国銀行	会員代表者	
バークレイズ銀行	日本における代表者	森原 恒輔
香港上海銀行	日本における代表者	Edward John Weeks
UBS銀行	日本における代表者 東京支店長 カントリー・オペレーティング・オフィサー	山田 真資
ソシエテ・ジェネラル銀行	日本における代表者 兼東京支店長	Bruno Gaussorgues
クレディ・スイス銀行	日本における代表者	桑原 良
JPMorgan・チェース銀行	日本における代表者 兼東京支店長	李家 輝
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行	日本における代表者	Tony Leung
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ	東京支店支店長	木越 純
シティバンク、エヌ・エイ	日本における代表者	マーク・ラウル・マリー・エル
コメルツバンク・アクツィエンゲゼルシャフト（コメルツ銀行）	日本における代表者	ニコラ・シャニヨン

第二地方銀行	会員代表者	
株式会社北洋銀行	取締役頭取	安田 光春

第二地方銀行	会員代表者	
株式会社もみじ銀行	取締役頭取	小田 宏史
株式会社みなと銀行	代表取締役社長	武市 寿一
株式会社東京スター銀行	代表執行役頭取兼取締役	伊東 武

系統金融機関	会員代表者	
株式会社商工組合中央金庫	代表取締役社長	関根 正裕

証券会社	会員代表者	
岩井コスモ証券株式会社	代表取締役社長 COO	笹川 貴生
みずほ証券株式会社	取締役社長	浜本 吉郎
BofA証券株式会社	代表取締役社長	笹田 珠生
野村證券株式会社	取締役会長	永井 浩二
シティグループ証券株式会社	代表取締役社長兼 CEO	マーク・ルエ
ひまわり証券株式会社	代表取締役社長	中町 剛
松井証券株式会社	代表取締役社長	和里田 聰
ドイツ証券株式会社	代表取締役社長	本間 民夫
大和証券株式会社	代表取締役社長	中田 誠司
株式会社SBI証券	代表取締役社長	高村 正人
クレディ・スイス証券株式会社	代表取締役社長兼 CEO	桑原 良
J Pモルガン証券株式会社	代表取締役社長 チーフ・ エグゼクティブ・オフィサー	李家 輝
モルガン・スタンレーMUF G証券 株式会社	代表取締役社長	田村 浩四郎
楽天証券株式会社	代表取締役社長	楠 雄治
パークレイズ証券株式会社	代表取締役社長	木曾 健太郎
GMOクリック証券株式会社	代表取締役社長	高島 秀行
ゴールドマン・サックス証券 株式会社	代表取締役社長	持田 昌典
トレイダーズ証券株式会社	代表取締役社長	須山 剛
マネックス証券株式会社	代表取締役社長	清明 祐子
auカブコム証券株式会社	代表取締役会長兼社長	二宮 明雄
株式会社DMM.com証券	代表取締役	谷川 龍二
インヴァスト証券株式会社	代表取締役社長	川上 真人
新生証券株式会社	代表取締役社長	岩本 康宏
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	代表取締役社長	島本 幸治
東海東京証券株式会社	代表取締役社長	佐藤 昌孝
株式会社アイネット証券	代表取締役社長	星野 智英
SMB C日興証券株式会社	取締役社長	近藤 雄一郎
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	取締役社長	小林 真

証券会社	会員代表者	
あい証券株式会社	代表取締役	加藤 丈典
セントレード証券株式会社	代表取締役社長	松田 文和
サクソバンク証券株式会社	代表取締役社長	ゲーテ ヨハン
I G証券株式会社	代表取締役社長	古市 知元
フィリップ証券株式会社	代表取締役社長	永堀 真
BNPパリバ証券株式会社	代表取締役社長	Tony Leung
日産証券株式会社	代表取締役社長	二家 英彰
A Iゴールド証券株式会社	代表取締役社長	若林 正俊
Plus500JP証券株式会社	代表取締役社長	大森 恒郎
UBS証券株式会社	代表取締役社長	中村 善二
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社	取締役社長	大津 英嗣
第一プレミア証券株式会社	代表取締役社長	曾我 行則
立花証券株式会社	代表取締役社長	石井 登
あかつき証券株式会社	代表取締役社長	工藤 英人
株式会社マネーパートナーズ	代表取締役社長	福島 秀治
株式会社マネースクエア	代表取締役社長	藤井 靖之
外貨ex by GMO株式会社	代表取締役社長	松本 好史
LINE証券株式会社	代表取締役 Co-CEO	米永 吉和
株式会社SBIネオモバイル証券	代表取締役社長	小川 裕之
UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社	代表取締役社長	中村 善二
岡三証券株式会社	取締役社長	池田 嘉宏
HSBC証券株式会社	代表取締役社長	永原 千華子
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	代表取締役	リチャード・クレアモン ト

外国証券会社	会員代表者	
クレディ・アグリコル証券会社	日本における代表者	Antoine SIRGI
RBCキャピタルマーケット・ジャパン・リミテッド	日本における代表者	松本 秀樹

商品先物会社	会員代表者	
豊トラスティ証券株式会社	代表取締役社長	安成 政文
岡安商事株式会社	代表取締役社長	杉本 良隆
サンワード貿易株式会社	代表取締役	依田 年晃
フジトミ証券株式会社	代表取締役社長	細金 英光
大起証券株式会社	代表取締役社長	大口 博信

先物専門会社	会員代表者	
株式会社FXプライムbyGMO	代表取締役社長	安田 和敏
JFX株式会社	代表取締役	小林 芳彦
セントラル短資FX株式会社	代表取締役社長	松田 邦夫
クリエイトジャパン株式会社	代表取締役社長	中村 鉄太郎
株式会社外為どっとコム	代表取締役社長	竹内 淳
FOREX EXCHANGE株式会社	代表取締役社長	北見 悟志
TF Global Markets Japan 株式会社	代表取締役 CEO	小池 一弘
StoneX証券株式会社	代表取締役	グレゴリー・カリニコス
株式会社FXブロードネット	代表取締役社長	山口 裕
株式会社外為オンライン	代表取締役社長	古作 篤
ロンナル・フォレックス株式会社	代表取締役	井上 成雄
ヒロセ通商株式会社	代表取締役	野市 裕作
ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社	代表取締役社長	呉 一帆
OANDA証券株式会社	代表取締役	柳澤 義治
アヴァトレード・ジャパン株式会社	代表取締役	丹羽 広
外為ファイネスト株式会社	代表取締役	石野 由美子
デューカスコピー・ジャパン株式会社	代表取締役	本間 正樹
SBI FXトレード株式会社	代表取締役社長	藤田 行生

その他	会員代表者	
GMOコイン株式会社	代表取締役社長	石村 富隆

### 3. 特別参加者一覧

※ 特別参加者番号順、役職名は会員届による。

系統金融機関	特別参加者代表者	
農林中央金庫	代表理事 理事長	奥 和登

証券会社	特別参加者代表者	
株式会社SBIネオトレード証券	代表取締役社長	石川 和幸

その他	特別参加者代表者	
SBIリクイディティ・マーケット株式会社	代表取締役社長	尾崎 文紀
CME GROUP JAPAN株式会社	エグゼクティブ・ダイレクター 駐日代表	数原 泉

#### 4. 役員

2023年3月31日現在の本協会の役員は、以下のとおりです。

※役職名は、会員届による。

理事 (会長)	半沢 淳一	株式会社三菱UFJ銀行	頭取
理事 (副会長)	中田 誠司	大和証券株式会社	代表取締役社長
理事	加藤 勝彦	株式会社みずほ銀行	取締役頭取
理事	片岡 達也	株式会社横浜銀行	代表取締役頭取
理事	長島 巖	三菱UFJ信託銀行株式会社	取締役社長
理事	田鎖 智人	PayPay銀行株式会社	代表取締役社長
理事	楠 雄治	楽天証券株式会社	代表取締役社長
理事	鬼頭 弘泰	GMOクリック証券株式会社	常務取締役
理事	清明 祐子	マネックス証券株式会社	代表取締役社長
理事	松田 邦夫	セントラル短資FX株式会社	代表取締役社長
(非会員理事)			
理事 (専務理事)	山崎 晃義	協会	専務理事
監事	照内 太郎	公益財団法人 金融情報システムセンター	常務理事

#### 5. 委員会等委員

2023年3月31日現在の本協会の委員会等の委員は、以下のとおりです。

##### (1) 業務委員会

※役職名は、会員届による。

委員長	関 浩之	株式会社三菱UFJ銀行	常務執行役員
副委員長	村田 勝安	大和証券株式会社	執行役員
委員	芝田 康弘	株式会社みずほ銀行	常務執行役員
委員	石井 智之	株式会社横浜銀行	市場営業部長
委員	大森 治朗	三菱UFJ信託銀行株式会社	取締役 専務執行役員
委員	山本 智之	PayPay銀行株式会社	代表取締役副社長執行役員
委員	シマフランカ ラミール	楽天証券株式会社	執行役員
委員	山本 樹	GMOクリック証券株式会社	常務取締役
委員	水野 恵理子	マネックス証券株式会社	取締役
委員	伊藤 雅博	セントラル短資FX株式会社	常務取締役
(非会員委員)			
委員	山崎 晃義	協会	専務理事

(2) 自主規制委員会

※役職名は、会員届による。

委員長	芝田 康弘	株式会社みずほ銀行	常務執行役員
副委員長	水野 晋一	野村證券株式会社	代表取締役常務
副委員長	福島 秀治	株式会社マネーパートナーズ	代表取締役社長
委員	石井 智之	株式会社横浜銀行	市場営業部長
委員	大森 治朗	三菱UFJ信託銀行株式会社	取締役 専務執行役員
委員	大澤 孝元	パークレイズ銀行	市場営業本部 本部長
委員	星野 昭	シティグループ証券株式会社	外国為替本部長
委員	雑賀 基夫	松井証券株式会社	取締役 法務・コンプライアンス部門担当役員
委員	坂本 英文	株式会社SBI証券	執行役員常務
委員	加藤 耕一	株式会社外為どっとコム	管理本部長
委員	小畑 太	StoneX証券株式会社	コンプライアンス部 部長
委員	野市 裕作	ヒロセ通商株式会社	代表取締役社長

(非会員委員)

委員	弥永 真生	明治大学	専門職大学院会計専門職研究科 教授
委員	小出 篤	学習院大学	法学部 教授
委員	山崎 晃義	協会	専務理事

(3) 規律委員会

※役職名は、届出による。

委員長	弥永 真生	明治大学	専門職大学院会計専門職研究科 教授
副委員長	坂本 正喜	原・植松法律事務所	弁護士
委員	飯田 秀総	東京大学大学院	法学政治学研究科 准教授

(4) 不服審査会

※役職名は、届出による。

委員長	神作 裕之	東京大学大学院	法学政治学研究科 教授
副委員長	高橋 厚男	公益財団法人 日本関税協会	顧問
委員	浅見 裕子	学習院大学	経済学部 教授

6. 部会等

(1) 業務部会

2023年3月31日現在の本協会の業務部会の部会員は以下のとおりです。

※役職名は、会員届による。

部会長	狩野 玲	株式会社三菱UFJ銀行	市場企画部 次長
副部会長	佐野 琢磨	大和証券株式会社	グローバル・マーケット企画部 エグゼクティブ・ディレクター
部会員	高須 基裕	株式会社みずほ銀行	営業企画部 副部長

部会員	堀 浩一郎	株式会社横浜銀行	市場営業部 企画グループ グループ長
部会員	石田 剛	三菱UFJ信託銀行株式会社	市場企画部 次長
部会員	曾根 聖	PayPay銀行株式会社	個人事業部 市場商品企画グ グループ長
部会員	徳光 裕章	楽天証券株式会社	FX・CFD事業本部 FX事業部 マネージャー
部会員	及川 昌弘	GMOクリック証券株式会社	内部監査室
部会員	本郷 絢也	マネックス証券株式会社	リスク・マネジメント部 マネージャー
部会員	村瀬 智恵子	セントラル短資FX株式会社	リスク管理室 室長
(非会員部会員)			
部会員	小堀 敏久	協会	統括役 (事務局長)

(2) 自主規制部会

2023年3月31日現在の本協会の自主規制部会の部会員は以下のとおりです。

※役職名は、会員届による。

部会長	高須 基裕	株式会社みずほ銀行	グローバルマーケット業務部 次長
副部会長	来村 宗紀	野村証券株式会社	コンプライアンス統括部 課長
副部会長	宇留野 真澄	株式会社マネーパートナーズ	取締役 CFO 兼管理部 部長
部会員	堀 浩一郎	株式会社横浜銀行	市場営業部 企画グループ グループ長
部会員	石田 剛	三菱UFJ信託株式会社	市場企画部 次長
部会員	藤原 勇平	パークレイズ銀行	ソリューション営業部 部長
部会員	江副 友亮	シティグループ証券株式会社	外国為替営業部長
部会員	田崎 伸資	松井証券株式会社	コンプライアンス部長
部会員	高橋 龍一	株式会社SBI証券	マーケティング部 課長
部会員	畑 信治	株式会社外為どっとコム	コンプライアンス部 副部長
部会員	小畑 太	StoneX証券株式会社	コンプライアンス部 部長
部会員	衣川 貴裕	ヒロセ通商株式会社	専務取締役 内部管理部長
(非会員部会員)			
部会員	弥永 真生	明治大学	専門職大学院会計専門職研究 科 教授
部会員	小出 篤	学習院大学	法学部 教授
部会員	小堀 敏久	協会	統括役 (事務局長)

(3) 事務連絡会

事務局に理事各社及び協会事務局の職員で構成する事務連絡会を置き、総会及び理事会の議案整理その他所要の連絡事務に当たっています。

(4) FX 幹事会

外国為替証拠金取引に関する規制環境の変化に対応する所要の審議を行うことを目的に FX 幹事会を業務部会及び自主規制部会の下に設置しています。2022 年度は 20 社が参加し、部会長、幹事は以下のとおりです。

部会長 GMOクリック証券株式会社  
副部会長 大和証券株式会社、楽天証券株式会社  
幹事会社 野村證券株式会社  
松井証券株式会社  
株式会社 S B I 証券  
マネックス証券株式会社  
au カブコム証券株式会社  
株式会社 DMM. com 証券  
インヴァスト証券株式会社  
株式会社 マネーパートナーズ  
株式会社 マネースクエア  
外貨 ex b y GMO 株式会社  
セントラル短資 F X 株式会社  
株式会社 外為どっとコム  
Stone X 証券株式会社  
株式会社 外為オンライン  
ヒロセ通商株式会社  
ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社  
S B I F X トレード株式会社

VI 事業報告書付属明細書

2022 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しておりません。

2023 年 6 月  
一般社団法人金融先物取引業協会

## Ⅶ 参考資料 目次

別紙 1	一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況	・・・ 39
別紙 2	所管金融商品取引の状況（マッピング）	・・・ 51
別紙 3	一般社団法人金融先物取引業協会組織図	・・・ 53

別紙1 一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況

FFAJ活動記録

(2022.04.01 ~ 2023.03.31)

月日	事項	分類	内容等	文書番号
0401	通知文書	業務部	SpringFramework の深刻な脆弱性(CVE-2022-22965)に (注意喚起) について	119E
0401	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(4月1日(金)告示)	120E
0404	通知文書	業務部	犯収法に関する事務連絡(実質的支配者情報一覧の写しの取扱い) について	121E
0405	通知文書	総務部	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について	125E
0406	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(4月6日(水)告示)	126E
0406	通知文書	業務部	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定に基づく 対応について	127E
0407	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(4月7日(木)告示)	128E
0408	通知文書	業務部	FATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適 正な履行等について	129E
0412	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(4月12日(火)告示)	130E
0415	第1回理事会(書面)	事務局	・会員の退会に伴う預託金の返還の件 ・団体役員賠償責任保険の契約の件	—
0415	通知文書	業務部	沖縄県を訪問する方への検査受検の呼びかけについて	132E
0422	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	139E
0426	第119回金商業協会連 絡協議ワーキング	協会	各協会報告	—
0426	通知文書	業務部	春の大型連休に向けて実施いただきたい対策について(注意喚起)	140E
0427	通知文書	業務部	ゴールデンウィーク期間中に帰省される方への検査受検の呼びかけ について	142E
0428	会報の発刊	事務局	会報132号(2022年4月)の掲載について	—
0428	通知文書	業務部	令和4年度国家公務員倫理の啓発標語の募集について	143E
0428	通知文書	業務部	大型連休における感染拡大の防止について	144E

月日	事項	分類	内容等	文書番号
0428	通知文書	業務部	価格転嫁等に関する下請事業者への配慮要請について	145E
0510	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(5月10日(火)告示)	148E
0511	通知文書	業務部	企業・団体等の単位での団体接種の実施について	149E
0512	通知文書	業務部	「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」の対応状況に関する書類調査について(その2)	153E
0513	第1回業務部会	事務局	・活動状況 ・理事会議案、通常総会議案について	—
0513	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく輸出等の禁止措置について(5月13日(金)告示)	155E
0519	通知文書	業務部	日米豪印首脳会合等に伴う警備協力について	156E
0523	第2回理事会	事務局	・第33回通常総会招集決定の件 ・2021年度事業報告及び決算の件 ・役員候補者選任の件 ・第33回通常総会議事録署名人2名選任の件 ・第33回通常総会の議決権行使に関する事項の件 他	—
0523	第1回自主規制委員会(書面)	事務局	・「定款の施行に関する規則」の一部改正の件 ・「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正の件 ・「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件	—
0524	通知文書	業務部	疑わしい取引の届出に関する説明会について(令和4年6月)	157E
0524	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について	158E
0524	通知文書	業務部	基本的対処方針に基づくイベントの開催制限等について	159E
0527	第120回金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	報告事項	—
0527	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(5月27日(金)告示)	162E
0527	通知文書	業務部	金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の業界フィードバック資料について	163E
0531	通知文書	業務部	外国為替証拠金取引等に関する書類調査の実施について	164E
0531	通知文書	総務部	IE サポート終了に伴うクライアント証明書の発行及び更新手順の変更について	165E
0602	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(6月2日(木)告示)	167E
0603	第3回理事会(書面)	事務局	・会員の処分の件 ・外務員の処分の件	—

月日	事項	分類	内容等	文書番号
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「定款の施行に関する規則」の一部改正の件</li> <li>・「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正の件</li> <li>・「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件</li> </ul>	
0603	通知文書	事務局	「定款の施行に関する規則」、「個人情報の保護に関する指針」及び「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正について	169E
0603	通知文書	業務部	会員に対する処分について	174E
0607	FINMAC 運営審議委員会	協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021 年度事業報告(案)及び収支決算(案)について</li> <li>・2022 年度事業計画(案)及び収支予算(案)について</li> </ul>	—
0607	通知文書	事務局	提出先一元化における移行期間の終了について	177E
0607	通知文書	業務部	外為法に基づく銀行等の確認義務の履行の徹底等について	178E
0609	第 54 回 FX 幹事会	事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会の活動状況</li> <li>・今期の幹事会テーマの進捗等及び来期幹事会について</li> <li>・報告事項</li> </ul>	—
0610	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく輸出禁止措置について(6月10日(金))	182E
0613	通知文書	業務部	2024(令和6)年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動について	183E
0614	通知文書	総務部	直近決算期の純資産額の報告について	184E
0614	通知文書	総務部	Kinsaki-net 基本動作環境の変更について	186E
0614	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	187E
0615	FINMAC 金商業協会7団体打合せ	事務局	報告事項	—
0617	第 121 回金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	報告事項	—
0617	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(6月17日(金)告示)	188E
0617	通知文書	業務部	参議院議員通常選挙の選挙当日における便宜供与について	189E
0620	第 33 回通常総会	協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021 年度事業報告及び決算の件</li> <li>・役員を選任の件</li> <li>・第33回通常総会議事録署名人2名選任の件</li> </ul>	—
0620	通知文書	事務局	第33回通常総会及び 2022 年度役員について	203E
0622	通知文書	業務部	マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込等について	208E
0622	通知文書	監査部	「事故の確認申請、審査等に関する規則」及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正に伴う事故確認制度に係る会員事務	209E

月日	事項	分類	内容等	文書番号
			の変更について	
0624	通知文書	業務部	成年年齢引下げに伴う消費者教育の取組について	210E
0627	全国地方銀行協会研修	事務局	6/27～6/30	—
0630	通知文書	業務部	「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」に関する対応について	211E
0701	通知文書	事務局	会長の交代について	215E
0701	通知文書	業務部	犯収法に関する事務連絡(犯収法施行規則第4条第1項第7号ニの規定の解釈)について	218E
0705	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(7月5日(火)告示)	219E
0707	日本 IFIAR ネットワーク 第6回総会	協会	監査品質向上に向けた国際的な取組に関する意見交換 他	—
0708	通知文書	業務部	グローバル外為行動規範の再遵守に向けたフォローアップについて	220E
0711	通知文書	総務部	令和4年度 認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会(第1回～第3回)の開催について	221E
0719	通知文書	業務部	令和4年7月14日からの大雨による災害等に対する金融上の措置について	227E
0720	FINMAC 金商業協会7 団体打合せ	事務局	報告事項	—
0720	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について	228E
0720	通知文書	業務部	夏季の省エネルギーの取組について	229E
0722	通知文書	総務部	Kinsaki-net のリニューアルに向けたご要望等の募集について	230E
0722	通知文書	業務部	令和4年6月17日付け FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	231E
0725	通知文書	業務部	障害者差別解消法に係る相談事例等に関する調査について	232E
0726	第55回 FX 幹事会	事務局	・協会の活動状況 ・今期の幹事会について ・投資教育について ・内部管理責任者の研修制度に関する基本的な考え方について ・報告事項	—
0726	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく措置について(7月25日(月)告示)	233E
0727	通知文書	業務部	「B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並び	234E

月日	事項	分類	内容等	文書番号
			に積極的疫学調査の実施について)(令和4年3月16日)の改正に伴う再周知について	
0727	通知文書	業務部	お盆期間中に帰省される方への検査受検の呼びかけについて	235E
0727	通知文書	業務部	新型コロナワクチンの3回目接種に関する積極的な周知について	236E
0728	第122回金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	報告事項	—
0729	会報の刊行	事務局	会報133号(2022年7月)の掲載について	—
0802	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請書	241E
0803	通知文書	監査部	「証券モニタリング概要・事例集(令和4年8月)」の周知について	243E
0804	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(8月3日(水)告示)	244E
0804	通知文書	業務部	高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の調査の進捗状況	245E
0804	通知文書	業務部	令和4年8月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について(東北財務局山形財務事務所)	246E
0804	通知文書	業務部	令和4年8月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について(関東財務局新潟財務事務所)	247E
0804	通知文書	業務部	2021年度特定非営利活動法人証券・金融商品あつせん相談センター事業報告書のホームページ掲載に係る周知に関するお願い	248E
0805	通知文書	業務部	令和4年8月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について(財務省北陸財務局)	249E
0805	通知文書	業務部	FINMACにおける親族からの不満の取扱いについて	250E
0806	通知文書	業務部	令和4年8月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について(北陸財務局福井財務事務所)	251E
0809	通知文書	業務部	夏季の長期休暇において実施いただきたい対策について(注意喚起)	252E
0810	第1回自主規制部会(書面)	事務局	・「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正の件 ・「外務員の登録等に関する規則」及び「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」の一部改正の件 ・協会規則等の一部改正の件	—
0810	通知文書	業務部	令和4年8月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について(東北財務局青森財務事務所)	253E
0810	通知文書	事務局	企業版ふるさと納税分科会「企業と地方公共団体とのマッチング会」開催について	254E

月日	事項	分類	内容等	文書番号
0810	通知文書	業務部	金融庁電子申請・届出システム(旧システム)の停止について	255E
0819	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(8月19日(金)告示)	256E
0824	通知文書	業務部	シックス・アパート製「Movable Type」に関する深刻な脆弱性について(注意喚起)	257E
0826	龍谷大学提供講座	協会	8/26～9/1	—
0826	通知文書	業務部	オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書の送付に関する周知について(協力依頼)	258E
0829	通知文書	業務部	2022年9月の「価格交渉促進月間」の実施について	259E
0830	通知文書	業務部	金融庁電子申請・届出システム(旧システム)の受付終了について	260E
0901	通知文書	業務部	南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」発表に対する金融上の諸措置について(訓練)	261E
0909	通知文書	業務部	「外務員登録申請書」及び「処分者事前照会」の入力方法の変更について	264E
0912	第2回自主規制委員会(書面)	事務局	・「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正の件 ・「外務員の登録等に関する規則」及び「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」の一部改正の件 ・協会規則等の一部改正の件	—
0912	通知文書	総務部	令和4年度 認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会(第4回～第7回)の開催について	265E
0912	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について	266E
0920	通知文書	業務部	令和4年台風第14号にかかる災害等に対する金融上の措置について(四国財務局高知財務事務所)	269E
0920	通知文書	業務部	令和4年台風第14号にかかる災害等に対する金融上の措置について(中国財務局山口財務事務所)	270E
0920	通知文書	業務部	令和4年台風第14号にかかる災害等に対する金融上の措置について(福岡財務支局)	271E
0920	通知文書	業務部	令和4年台風第14号にかかる災害等に対する金融上の措置について(九州財務局)	272E
0920	通知文書	業務部	津波防災の日に係る緊急地震速報訓練への参加の要請及び訓練参加状況等の調査について	273E
0922	通知文書	業務部	国葬儀に係る警備協力要請について	274E
0922	通知文書	業務部	犯収法に関する事務連絡(実質的支配者情報一覧の写しの取扱い)について国葬儀に係る警備協力要請について	275E

月日	事項	分類	内容等	文書番号
0923	明治大学提供講座	協会	2022/9/23～2023/1/13	—
0926	第5回理事会(書面)	事務局	・「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正の件 ・「外務員の登録等に関する規則」及び「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」の一部改正の件 ・協会規則等の一部改正の件 他	—
0926	通知文書	業務部	協会規則の一部改正について	276E
0926	通知文書	業務部	令和4年台風第15号に伴う災害等に対する金融上の措置について(東海財務局静岡財務事務所)	277E
0927	第56回FX幹事会	事務局	・協会の活動状況 ・投資教育について ・内部管理責任者の研修制度について ・Kinsaki-net リニューアルに向けたご要望等募集の結果について ・報告事項	—
0927	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(9月26日(月)告示)	278E
0930	第123回金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	報告事項	—
1003	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく輸出禁止措置について(9月30日(金))	279E
1005	通知文書	業務部	下請取引適正化推進月間(11月)への御協力について	283E
1011	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(10月7日(金)告示)	284E
1012	通知文書	業務部	企業版ふるさと納税分科会「企業と地方公共団体とのマッチング会」開催について	286E
1013	金融庁との意見交換会	協会	金融庁幹部と業務委員会委員及び自主規制委員会委員との意見交換会	—
1013	通知文書	業務部	2022年9月の「価格交渉促進月間」フォローアップ調査の実施等について	287E
1018	通知文書	業務部	マスクの着用に関するリーフレットについて	289E
1018	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(10月18日(火)告示)	290E
1019	FINMAC 金商業協会7団体打合せ	事務局	報告事項	—
1021	通知文書	業務部	事務連絡「職場における検査等の実施手順(第3版)」の周知について	292E
1021	通知文書	業務部	戸籍の附票の写しが単独で本人確認書類に該当することについて	293E

月日	事項	分類	内容等	文書番号
1025	通知文書	業務部	事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について(報告依頼)」の廃止について	294E
1027	Delta Wall VII	事務局	金融分野横断的なサイバーセキュリティ演習	—
1027	第124回金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	報告事項	—
1031	会報の刊行	事務局	会報134号(2022年10月)の掲載について	—
1102	マネロン対応高度化官民連絡会	事務局	官民各団体によるプレゼンテーション	—
1102	通知文書	業務部	令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について	295E
1107	第6回理事会(書面)	事務局	・会員の処分の件 ・外務員の処分の件 ・会員の退会に伴う預託金の返還の件	—
1107	通知文書	総務部	会員に対する処分について	300E
1108	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について	305E
1108	通知文書	業務部	オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について	306E
1108	通知文書	業務部	戸籍の附票の写しが単独で本人確認書類に該当することについて(補足)	309E
1110	通知文書	業務部	「一般社団法人金融先物取引業協会会員セミナー(大阪)」開催について	310E
1111	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(11月11日(金)告示)	312E
1116	FINMAC金商業協会7団体打合せ	事務局	報告事項	—
1116	通知文書	業務部	令和4年度冬季の省エネルギーの取組について	314E
1117	第7回理事会	事務局	・2022年度代表理事の職務執行状況の報告の件 ・2022年度資産管理運用状況の報告の件	—
1121	通知文書	総務部	令和4年度 認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会(第8回～第10回)の開催について	315E
1122	通知文書	業務部	消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の開始に向けた周知等について	317E
1124	第125回金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	報告事項	—
1125	通知文書	業務部	下請取引の適正化について	318E

月日	事項	分類	内容等	文書番号
1129	第57回FX幹事会	事務局	・協会の活動状況 ・投資教育について ・報告事項	—
1129	通知文書	業務部	『国家公務員倫理月間』に係る協力要請について	319E
1129	通知文書	業務部	三陸・常磐ものネットワーク(仮称)への協力をお願い	320E
1130	通知文書	調査部	外国為替証拠金取引等における個人顧客損益状況等に関する実態調査(個人顧客損益実態調査)の実施について	321E
1202	通知文書	業務部	犯罪収益移転危険度調査書(令和4年)の公表について	322E
1202	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(12月2日(金)告示)	323E
1205	外為市場委員会 E・コマース小委員会	事務局	各委員報告等	—
1206	第1回学術連携(経済)研究会	事務局	FX取引投資家の外貨買い・円売りの選好について、金利のとの関係を含めた行動経済学的分析の中間報告	—
1206	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく措置について(12月5日(月)告示)	324E
1206	通知文書	業務部	マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進について	325E
1206	通知文書	業務部	金融先物取引業務マニュアルの改訂について	326E
1212	会員セミナー(大阪)	協会	・金融行政の方向性並びにESG情報開示の潮流について ・協会監査・苦情等について ・FX取引等における個人顧客損益実態調査の結果等について	—
1213	通知文書	業務部	国際テロリスト財産凍結法による国際テロリストの指定有効期間の延長にかかる要請について	330E
1220	通知文書	業務部	令和4年12月17日からの大雪による災害等に対する金融上の措置について(関東財務局新潟財務事務所)	331E
1221	第2回業務部会	事務局	・活動状況 ・2023年度事業計画の概要(案)及び予算(案)について	—
1221	FINMAC7団体打合せ	事務局	月次報告	—
1226	通知文書	業務部	金融庁業務支援統合システムの後継となる金融モニタリングシステム(FIMOS)について	335E
1226	通知文書	業務部	令和4年12月22日からの大雪による災害等に対する金融上の措置について(関東財務局新潟財務事務所)	336E
1226	通知文書	業務部	令和4年12月22日からの大雪による災害等に対する金融上の措置について(財務省北海道財務局)	337E

月日	事項	分類	内容等	文書番号
1227	第126回金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	報告事項	—
2023年				
0104	通知文書	業務部	令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れにかかる災害等に対する金融上の措置について(財務省東北財務局)	1E
0106	通知文書	業務部	令和4年10月21日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	2E
0118	FINMAC7団体打合せ	事務局	月次報告	—
0119	通知文書	業務部	「Global Money Week へのご協力のお願い」について	5E
0119	通知文書	総務部	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について	7E
0119	通知文書	業務部	「マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進」について	8E
0120	金融・資本市場統計整備懇談会	協会	・第4期公的統計基本計画について ・国際的な統計整備の潮流とわが国の対応	—
0124	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(1月23日(月)告示)	9E
0124	通知文書	業務部	「一般社団法人金融先物取引業協会会員セミナー(東京)」開催について	10E
0125	通知文書	業務部	令和5年1月24日からの大雪による災害等に対する金融上の措置の要請文等(中国財務局鳥取財務事務所)	11E
0125	第127回金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	報告事項	—
0126	通知文書	総務部	個人情報保護委員会シンポジウムの開催について	12E
0127	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(1月27日(金)告示)	14E
0131	第58回FX幹事会	事務局	第1部 JPCERT/CC 講演 第2部 ・協会の活動状況 ・投資教育について ・内部管理責任者の研修制度について	—
0131	会報の刊行	事務局	会報135号(2023年1月)の掲載について	—
0131	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について	16E
0201	通知文書	業務部	商業・法人登記のオンライン申請等における「インターネット版官報」の利用について	17E
0202	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(2月2日(木)告示)	19E

月日	事項	分類	内容等	文書番号
0206	通知文書	監査部	法人店頭 FX 取引の証拠金率に関する書類調査の実施について	20E
0206	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく措置について(2月6日(月)告示)	21E
0208	通知文書	業務部	契約締結前交付書面(ひな型)の改訂について(金利先物等取引説明書)	24E
0208	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出	25E
0215	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について(2023年2月10日)	28E
0215	通知文書	総務部	自主規制規則等の見直し等に関するご意見の募集について	29E
0216	第3回業務部会	事務局	・活動状況 ・2023年度事業計画及び予算の件等	—
0217	第127回金商業協会連絡協議WG	事務局	報告事項	—
0220	通知文書	業務部	タリバーンリスト等の改正に伴う要請文発出について	31E
0221	会員セミナー(東京)	事務局	国税庁、財務省、日本銀行、協会による講演 ・CRS情報の報告状況 ・最近の国際金融情勢 ・日本経済の現状と展望 ・協会監査・苦情等について ・FX取引等における個人顧客損益実態調査の結果等について	—
0227	第1回業務委員会	事務局	2023年度事業計画及び予算の件	—
0227	通知文書	業務部	G7広島サミット等開催に伴う警備協力について	32E
0227	通知文書	業務部	タリバーンリスト改正に伴う要請文発出について	33E
0227	通知文書	業務部	2023年3月の「価格交渉促進月間」の実施について	34E
0228	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(2月28日(金)告示)	35E
0303	通知文書	業務部	東日本大震災発生十二年となる3月11日における弔意表明について	37E
0303	通知文書	業務部	統一地方選挙の選挙当日における便宜供与について	38E
0314	第2回学術連携(経済)研究会	事務局	FX取引投資家の外貨買い・円売りの選好について、金利のとの関係を含めた行動経済学的分析の最終報告	—
0314	通知文書	業務部	大韓民国大統領来日に伴う警備協力要請について	43E

月日	事項	分類	内容等	文書番号
0315	FINMAC運営審議委員会	協会	報告事項	—
0315	通知文書	調査部	四半期出来高状況(金融先物取引出来高状況報告)の報告における記載要領の一部改正及び「出来高状況報告・取引所商品一覧」の更新について	44E
0316	第128回金商業協会連絡協議WG	事務局	報告事項	—
0317	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(3月17日(金)告示)	49E
0328	第59回FX幹事会	事務局	・協会の活動状況 ・投資教育について ・報告事項 (1) 府令ストレステストにおける計測時点及び価格変動幅サンプリング日に関する定期確認について (2) ロスカット水準のレビューについて (3) 東京外国為替市場委員会との共同調査について	—
0329	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(3月29日(水)告示)	52E
0329	通知文書	業務部	マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進について	53E
0330	臨時総会	事務局	・2023年度事業計画及び予算の件 ・臨時総会議事録署名人2名選任の件	—
0330	通知文書	調査部	東京外国為替市場委員会・金融先物取引業協会調査部共同調査店頭外国為替証拠金取引等に関するアンケートの依頼について	54E
0330	通知文書	総務部	2023年3月30日開催臨時総会の結果について	55E

別紙2 所管金融商品取引の状況（マッピング）

金融商品	取引所名	四半期出来高推移 (単位：枚)	主な金融商品	取扱社数 (媒介含む)
				2022年度第3四半期末実績
国内取引所	東京金融取引所(TFX)		ユーロ円3か月金利	銀行 1社 証券 6社  計 7社
	東京金融取引所(TFX) 大阪取引所(OSE)		(取引所外国為替証拠金取引) くりっく365 大証FX (2014年10月より休止)	銀行 1社 証券 10社 商品先物 5社 FX専業 3社  計 19社
海外取引所	シカゴ・マーカンタイル取引所(CME)		SOFR (3か月) 先物	銀行 9社 証券 15社  計 24社
	シカゴ商品取引所(CBOT)		EURIBOR (3か月) 金利先物	
	ICE FUTURES EUROPE, United Kingdom (ICEFEUK)		ユーロドル預金(3か月)	
	オーストラリア証券取引所(ASX24)		ユーロドル預金オプション・コール ユーロドル預金オプション・プット B A手形(90日)	
	LSE DERIVATIVES Market (LSEDM) ※2021年第4Q以降廃止		SOFR(3か月)先物オプション・コール フェド・ファンド(30日)	
	その他 (Other)		EURIBOR金利オプション・コール SONIA振替(3か月)先物	等
	シカゴ・マーカンタイル取引所(CME)		インドルビー/米ドル通貨先物	銀行 1社 証券 9社 商品先物 1社  計 11社
	シンガポール取引所(SGX-DT)		日本円通貨 米ドル/中国人民元 (オプション) 通貨先物	
	韓国取引所(KRX)		カナダドル通貨 豪ドル通貨	
	その他 (Other)		ユーロ通貨 ブラジルレアル通貨先物 NZドル通貨先物 スイスフラン通貨	

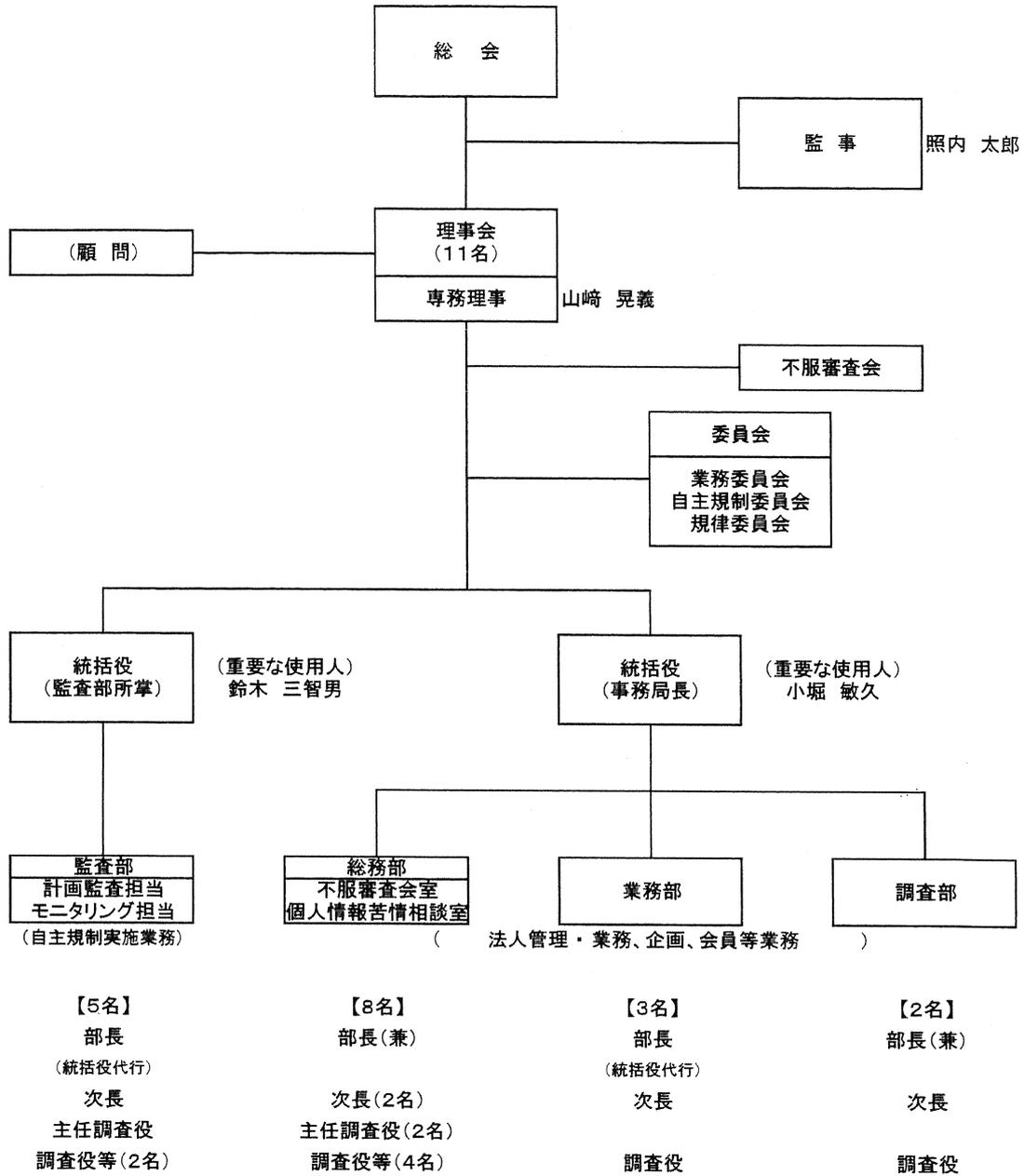
金融商品	取引所名	四半期出来高推移 (単位：百万円)	主な金融商品	取扱社数 (媒介含む)
				2022年度第3四半期末実績
先渡取引	外国為替証拠金取引		USDJPY GBPJPY EURUSD AUDJPY GBPUSD EURJPY AUDUSD NZDJPY MXNJPY GBPAUD EURGBP EURAUD その他通貨ペア (実績全158通貨ペア)	銀行 6社 証券 26社 FX専業 17社  計 49社
	NDF		INRUSD IDRUSD KRWJPY IDRJPY TWDJPY USDJPY CNYUSD BRLUSD INRJPY BRLJPY その他通貨ペア (実績全27通貨ペア)	銀行 7社  計 7社
オプション取引	通貨オプション取引		Vanilla Option Single Barrier Option Doubles Barrier Option Window Barrier Option  USDJPY EURUSD EURJPY GBPJPY GBPUSD その他通貨ペア (実績全67通貨ペア)	銀行 42社 証券 9社 FX専業 2社  計 53社
	バイナリー・オプション		Digital Option Accrual Option  USDJPY GBPJPY EURUSD EURJPY AUDJPY AUDUSD その他通貨ペア (実績全10通貨ペア)	銀行 4社 証券 5社 FX専業 3社  計 12社 (内、個人向けバイナリー) 8社

金融商品	証拠金規制 (オプションは売 立場に限る・決 済を除く)		信託保全 (媒介・取次ぎ・ 代理を含む)		ロスカット規制		再勧誘の禁止	
	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人
	国内取引所	金利系	—	—	—	—	—	—
市場 デリバティブ取引	通貨系	府令第117条第1項第27号、第28号	—	府令第143条第1項第1号	府令第123条第1項第21号の2	—	—	府令第117条第1項第9号
				通貨関連市場デリバティブ取引 (府令第143条第3項第1号)	通貨関連市場デリバティブ取引 (府令第143条第3項第1号)			通貨関連市場デリバティブ取引 (府令第123条第3項)
海外取引所	金利系	—	—	—	—	—	—	府令第117条第1項第9号
								金融先物取引等 (特定投資家を除く)
海外取引所	通貨系	府令第117条第1項第27号、第28号	—	府令第143条第1項第1号	府令第123条第1項第21号の2	—	—	府令第117条第1項第9号
				通貨関連外国市場デリバティブ取引等 (府令第143条第3項第3号)	通貨関連外国市場デリバティブ取引等 (府令第143条第3項第3号)			通貨関連外国市場デリバティブ取引 (府令第123条第5項)

金融商品	非清算店頭デリバティブ規制等				決済リスク管理強化 (特定通貨関連店頭デリバティブ取引)			証拠金規制 (オプションは売 立場に限る・決 済を除く)		信託保全 (媒介・取次ぎ・代 理を含む)		ロスカット規制		不招請勧誘の禁止		新確証書		
	電子取引 基盤	TR対象	CCP対象	証拠金規 制	ストレ ステス テスト	開示	デー ー ラ ー ・ 電 子 	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	
	店 頭 デ リ バ イ ブ 取 引	外国 為 替 証 拠 金 取 引	金商法40条 の7	金商法156 条の64	金商法156 条の62	金商法40条 第2号	府令第123 条第1項第 21号の4、 第21号の 5、第21号 の6	府令第117 条第1項第 28号の2	府令第123 条第1項第 21号の7、 第21号の8	府令第117 条第1項第 27号、第28 号	府令第117 条第1項第 39号、第40 号	府令第143条第1項第1号	府令第123 条第1項第 21号の2	—	—	施行令第16条の4		—
規制対象外			金商法2条第 22項第1号 及び2号(但 し、約定の 日から受渡 しの日まで の期間が2箇 月以内のも のは除く)	適用除外	府令第123 条第1項第 21号の10、 第21号の11 (除外規定 が複数あり)	特定通貨関連 店頭デリバ ティブ取引 (府令第 117条第39 号)(個人、金 高運者、外 国運者を顧 客とする場 合を除く。)					通貨関連店 頭デリバ ティブ取引 (府令第 143条第3項 第2号)	通貨関連店 頭デリバ ティブ取引 (府令第 143条第3項 第2号)	通貨関連店 頭デリバ ティブ取引 (府令第 123条第4 項)			金融先物取引等 (特定投 資家を除く)		
金商法40条 の7			金商法156 条の64	金商法156 条の62	金商法40条 第2号	府令第143条第1項第1号					府令第123 条第1項第 21号の2	金融商品取引業者等向け の総合的な監督指針IV-3- 3-2(6)④、金先協業務取 扱規則第8条の2						
N D F	規制対象外	金商法2条第 22項第2号 (但し、約 定の日から 受渡しの日 までの期間 が2箇月以 内のは除く)	適用除外	府令第123 条第1項第 21号の10、 第21号の11 (除外規定 が複数あり)	—	—	府令第117 条第1項第 27号、第28 号	—	通貨関連店 頭デリバ ティブ取引 (府令第 143条第3項 第2号)	通貨関連店 頭デリバ ティブ取引 (府令第 143条第3項 第2号)	通貨関連店 頭デリバ ティブ取引 (府令第 123条第4 項)	—	—	施行令第16条の4		金融先物取引等 (特定投 資家を除く)	店頭デリバ(ティブ)取引等 (金商法第2条第8項4 号、但し特定投資家を除 く)	
		金商法40条 の7	金商法156 条の64	金商法156 条の62					金商法40条 第2号	府令第143条第1項第1号	府令第123 条第1項第 21号の2			金融先物取引等 (特定投 資家を除く)	店頭デリバ(ティブ)取引等 (金商法第2条第8項4 号、但し特定投資家を除 く)			
通 貨 オ プ シ ヨ ン 取 引	バイナ リ ー ・ オ プ シ ヨ ン	金商法40条 の7	金商法156 条の64	金商法156 条の62	金商法40条 第2号	—	—	府令第117 条第1項第 27号、第28 号	—	府令第143条第1項第1号	府令第123 条第1項第 21号の2	—	—	施行令第16条の4		金融先物取引等 (特定投 資家を除く)	店頭デリバ(ティブ)取引等 (金商法第2条第8項4 号、但し特定投資家を除 く)	
		規制対象外	金商法2条第 22項第3号 及び4号(但 し、権利行 使期間が2箇 月以内のも のは除く)	適用除外	府令第123 条第1項第 21号の10、 第21号の11 (除外規定 が複数あり)					府令第143条第1項第1号	府令第123 条第1項第 21号の2			金融先物取引等 (特定投 資家を除く)	店頭デリバ(ティブ)取引等 (金商法第2条第8項4 号、但し特定投資家を除 く)			
通 貨 系	府令第117条第1項第27号、第28号	—	府令第143条第1項第1号	府令第123条第1項第21号の2	—	—	府令第117 条第1項第 27号、第28 号	—	通貨関連店 頭デリバ ティブ取引 (府令第 143条第3項 第2号)	通貨関連店 頭デリバ ティブ取引 (府令第 143条第3項 第2号)	通貨関連店 頭デリバ ティブ取引 (府令第 123条第4 項)	—	—	施行令第16条の4		金融先物取引等 (特定投 資家を除く)	店頭デリバ(ティブ)取引等 (金商法第2条第8項4 号、但し特定投資家を除 く)	
			通貨関連外国市場 デリバ(ティブ)取引等 (府令第143条第3項第3号)	通貨関連外国市場 デリバ(ティブ)取引等 (府令第143条第3項第3号)					通貨関連外国市場 デリバ(ティブ)取引 (府令第123条第5項)	金融先物取引等 (特定投資家を除く)	店頭デリバ(ティブ)取引等 (金商法第2条第8項4 号、但し特定投資家を除 く)							

別紙3 一般社団法人金融先物取引業協会組織図

(2023年3月)

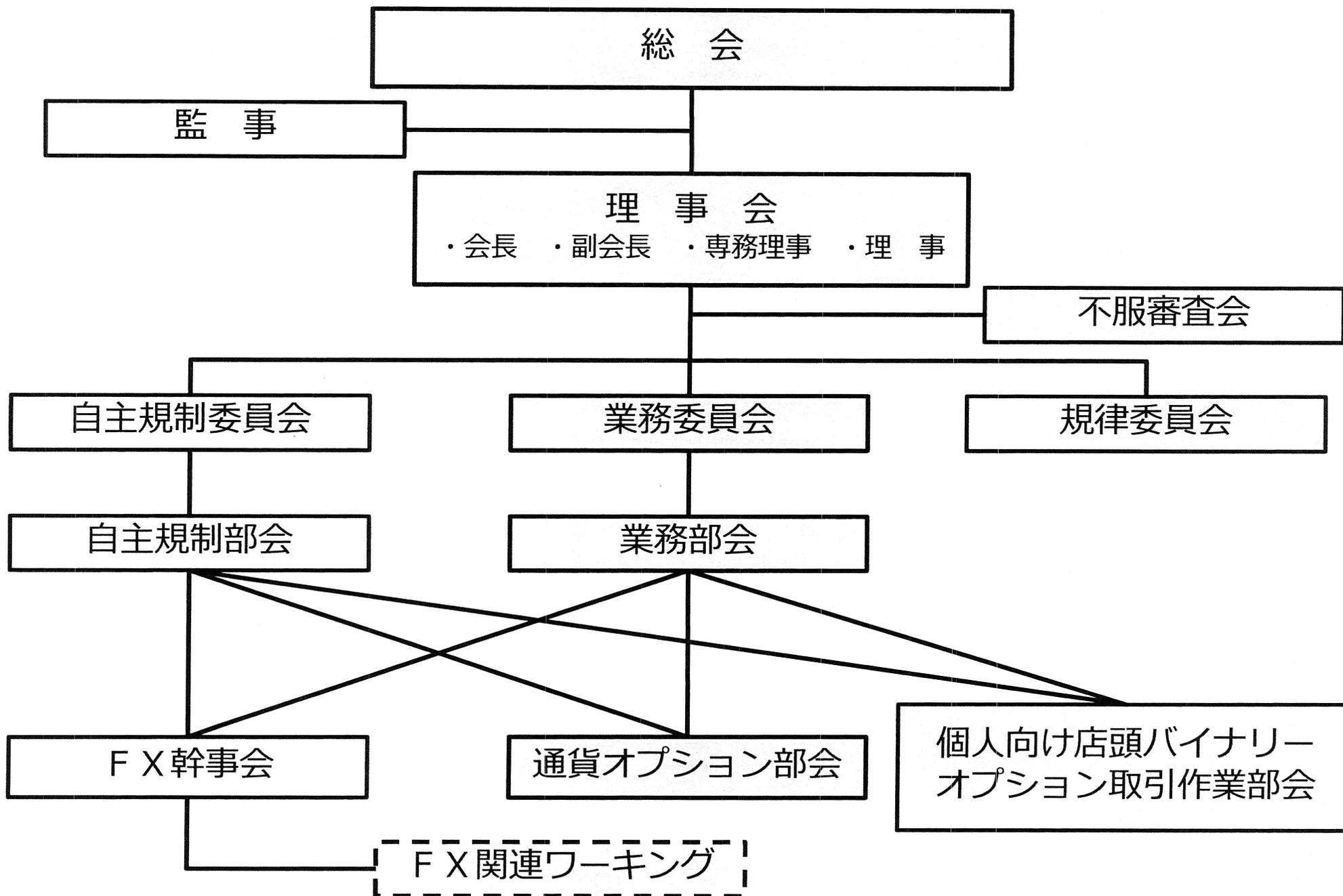


(注)各部の人数は、主たる業務の配置によっている。

【常勤役員 1名、職員18名、パート職員2名】

# 協会組織図

2023年3月



VIII 一般社団法人金融先物業協会定款

一般社団法人金融先物取引業協会定款

平成元年 7 月 26 日 制 定  
平成 4 年 7 月 20 日 一 部 変 更  
平成 10 年 6 月 15 日 一 部 変 更  
平成 11 年 7 月 13 日 一 部 変 更  
平成 13 年 5 月 21 日 一 部 変 更  
平成 14 年 3 月 11 日 一 部 変 更  
平成 17 年 3 月 17 日 一 部 変 更  
平成 17 年 7 月 1 日 一 部 変 更  
平成 19 年 9 月 30 日 一 部 変 更  
平成 22 年 2 月 1 日 一 部 変 更  
平成 23 年 4 月 1 日 一 部 変 更  
平成 24 年 4 月 1 日 一 部 変 更  
平成 24 年 12 月 12 日 一 部 変 更  
平成 25 年 3 月 26 日 一 部 変 更  
平成 25 年 6 月 12 日 一 部 変 更  
平成 26 年 6 月 18 日 一 部 変 更  
平成 29 年 3 月 28 日 一 部 変 更  
2020 年 3 月 30 日 一 部 変 更  
2020 年 6 月 19 日 一 部 変 更

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）と称する。

2 本協会の英文名は、The Financial Futures Association of Japanとする。

(事 務 所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(定 義)

第 2 条の 2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 金融先物取引 第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる取引をいう。

(2) 取引所金融先物取引 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 2 条第 21 項に規定する市場デリバティブ取引のうち、金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第 16 条の 4 第 2 項第 1 号イからハに規定する取引又はその他の市場デリバティブ取引（有価証券に関連するもの、法第 2 条第 24 項第 3 号の 2 に規定する暗号資産に関連するもの、同項第 3 号の 3 に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに

- 基づいて算出した数値に関連するものを除く。)をいう。
- (3) 店頭金融先物取引 法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第79条第2項第2号に規定する店頭金融先物取引又は法第2条第22項第4号に規定する取引（同条第25項第1号又は第4号に掲げる金融指標（同条第24項第3号に係るものに限る。）に係る取引に限る。）をいう。
  - (4) 海外金融先物取引 法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、施行令第16条の4第2項第2号に規定する取引又はその他の外国市場デリバティブ取引（有価証券に関連するもの、法第2条第24項第3号の2に規定する暗号資産に関連するもの、同項第3号の3に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に関連するものを除く。）をいう。
  - (5) 金融先物取引業 法第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち、以下に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。
    - ① 金融先物取引
    - ② 金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
    - ③ 取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
    - ④ 海外金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
  - (6) 金融商品仲介業 会員の委託を受けて、取引所金融先物取引又は海外金融先物取引の委託の媒介を当該会員のために行う業務をいう。
  - (7) 金融商品仲介業者 会員を所属金融商品取引業者等（法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする法第66条の3による登録が行われた金融商品仲介業者のうち、第6号に規定する金融商品仲介業を行う者をいう。

## 第2章 目的及び事業

### （目的）

第3条 本協会は、会員の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。以下同じ。）の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的とする。

### （事業）

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 金融先物取引業を行うに当たり、法その他の法令の規定を遵守させるための会員及び金融商品仲介業者に対する指導、勧告その他の事業
- (2) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の事業
- (3) 会員及び金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- (4) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関する投資者からの苦情の解決
- (5) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に争いがある場合の法第78条の7に規定するあっせん
- (6) 法第78条の8第1項に規定する苦情の解決及びあっせんの業務の第三者への委託
- (7) 法第64条の7第1項若しくは第2項又は第66条の25の規定により行う外務員の登録事務
- (8) 投資者に対する広報、その他金融先物取引業に関する啓蒙、宣伝及び刊行物の発行
- (9) 会員及び金融商品仲介業者の業務改善、その他金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案
- (10) 会員、金融商品仲介業者等金融先物取引業に従事する者の役職員の研修

- (11) 関係官庁、その他関係機関及び関係諸団体に対する意見の開陳及び連絡
  - (12) 会員相互間の意思の疎通及び意見の調整
  - (13) 法第79条の5及び第194条の5の規定に基づく主務大臣への協力
  - (14) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する事業に係る業務の詳細については、業務規程で定める。
  - 3 第1項の事業は日本全国において行うものとする。

(協会規則等)

第5条 本協会は、前条第1項に規定する事業に係る業務を円滑に行うため、協会規則及び紛争処理規則を定めることができる。

(定款施行規則)

第6条 定款の施行に関し必要な事項は、「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)をもって定める。

(諸規則の制定及び改正)

第7条 協会規則、紛争処理規則及び定款施行規則の制定、改正及び廃止は、理事会の決議により行う。

### 第3章 会員及び特別参加者

#### 第1節 会員

(本協会の構成員)

第8条 本協会は、法第29条又は第33条の2の登録を受けて金融先物取引業を行う者で次条の規定により会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格取得等)

第9条 本協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込手続により、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する入会の承認を受けたときは、会員は、直ちに本協会に対する代表者としてその権利及び義務を行使する者(以下「会員代表者」という。)1名及び代理人3名以内を定め、書面をもって本協会に通知しなければならない。会員代表者又は代理人に変更があったときも同様とする。

(経費の負担)

第10条 会員は、本協会の活動に必要な経費に充てるため、理事会において別に定める規則により入会金、会費及び負担金を支払わなければならない。

- 2 会員は、本協会が特別な支出に充てるため必要と認めるときは、総会において別に定めるところにより特別会費を支払わなければならない。
- 3 既納の入会金、会費、負担金及び特別会費は返還しない。

第11条 削除

(預託金)

第12条 会員は、預託金を本協会に預託しなければならない。

- 2 預託金の額及び預託方法は、理事会の決議により定める。
- 3 預託金は、会員が第18条各号の一に該当するときは、理事会の承認を受けて、これを返還する。
- 4 前項以外の事由により会員に預託金を返還する場合には、理事会において別に定めるところによるものとする。

### 第13条 削除

(資料の提出等)

第14条 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産に関し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 会員は、前項に規定する説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(監査)

第14条の2 本協会は、第4条第1項第3号に規定する事業を行うため必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。

2 前条第2項の規定は、本協会が前項の規定により監査を行う場合について準用する。

(届出及び報告事項)

第15条 会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合には、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、本協会に届出又は報告をしなければならない。

(指導、勧告)

第16条 会員は、金融先物取引業を行うに当たり、本協会の指導、勧告に従って業務の遂行に努めなければならない。

(入会の拒否)

第17条 本協会は、本協会に入会の申込を行った金融商品取引業者又は登録金融機関が次の各号の一に該当するときは、その入会を拒否することができる。

(1) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則に違反し又は取引の信義則に背反する行為を行い、デリバティブ取引等の停止を命じられ、又は本協会若しくは金融商品取引所から除名の処分若しくは取引資格の取消しを受けたことがあること。

(2) 第9条の入会申込手続に当たって提出する書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。

(任意退会)

第17条の2 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、本協会に対し金銭債務がある場合は、理事会の承認を受けなければならない。

(資格の喪失)

第18条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。ただし、顧客取引を終了し、顧客財産を返還する目的の範囲内においては、この限りでない。

(1) 退会したとき

(2) 会員である個人が死亡したとき

(3) 金融先物取引業を廃止したとき

(4) 合併により消滅したとき

(5) 解散したとき

(6) 分割により金融先物取引業の全部を承継させたとき

(7) 金融先物取引業の全部を譲渡したとき

- (8) 法第52条第1項、第52条の2第1項、第53条第3項又は第54条に規定する登録の取消処分を受けたとき
- (9) 除名されたとき  
(会員の処分)

第19条 本協会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、当該会員に対し、処分を行うことができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき
  - (2) 本協会の秩序を乱し、又は事業の遂行を妨げる行為をしたとき
  - (3) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたとき
  - (4) その他本協会の名誉をき損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員の権利の停止若しくは制限又は除名とする。
- 3 第2項に規定する過怠金の額は、1億円を上限とする。ただし、第1項第3号の違反が重大なものであって、かつ、市場の信用を著しく失墜させたと認められるときは、過怠金の上限額を5億円とすることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず第1項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。
- 5 第1項に規定する処分を行うにあたっては、当該会員に弁明の機会を与えた上で、前項に掲げる処分の種類に応じ、以下の各号に定める手続を経るものとする。
- (1) 譴責又は過怠金の賦課 理事会の決議
  - (2) 第3項ただし書き又は前項の適用がある場合における1億円超の過怠金の賦課による処分及び会員の権利の停止若しくは制限 理事会の決議（出席理事の3分の2以上の同意又は定款第36条に規定する一般法人法第96条の要件を満たすことを必要とする。）
  - (3) 除名 第25条第2項第1号の規定による総会の決議
- 6 第2項に規定する会員の権利の停止又は制限の期間は、6か月以内とする。
- 7 第1項の規定による処分において、過怠金の賦課と会員の権利の停止又は制限は、併科することができる。
- 8 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はこれを履行しなければならない。
- 9 会員は、第1項の処分の通知が到達した日から10日以内に、第41条の2に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。
- 10 この条の手続に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(取引の信義則に背反する行為)

第19条の2 第17条第1号及び前条第1項第3号に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは会員の信用を失墜し、又は本協会若しくは会員に対する信義に背反する行為をいう。

- (1) 本協会の事業又は他の会員の行う金融先物取引業の業務に干渉し、又はこれを妨げること。
- (2) 金融先物取引業に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。

(会員等の名簿)

第20条 本協会は、会員等名簿を作成し、これを本協会の主たる事務所に常置し、一般の縦覧に供しなければならない。

- 2 前項の会員等名簿は、会員の異動又は記載事項の変更のつど、これを訂正するものとする。
- 3 会員は、第1項に規定する会員等名簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面をもって本協会に通知しなければならない。

(特定承継金融機関等に係る特例措置)

第20条の2 特定承継金融機関等(預金保険法第126条の34第3項第5号に定める特定承継金融機関等をいう。以下同じ。)についての第9条第1項に規定する入会の承認については、同項の規定にかかわらず、会長が行うものとし、当該承認を行った場合、会長は、速やかにその旨を理事会に報告するものとする。

- 2 前項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等については、第10条第1項の規定にかかわらず、入会金の納入は要しない。
- 3 第1項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等の会費の取扱いは、理事会において別に定める規則によるものとする。
- 4 第1項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等については、第12条第1項の規定にかかわらず、預託金の預託は要しない。
- 5 本協会は、特定承継金融機関等である会員については、定款の定める目的、事業の範囲内において、理事会の決議により、我が国の金融市場その他の金融システムの安定に資するための必要な措置を講じることができる。
- 6 本協会は、前項の規定にかかわらず、特定承継金融機関等の業務の円滑な遂行を図るため、緊急の措置を講じべきやむを得ない事態が生じた場合に限り、定款の定める目的、事業の範囲内において、会長が当該措置を行うことができる。当該措置を行った場合、会長は、速やかに理事会に報告するものとする。

## 第2節 特別参加者

(特別参加者の資格)

第21条 第8条第1項に規定する会員資格を有しない法人は、理事会の承認を受けて、本協会の特別参加者となることができる。

(特別参加者への規定の準用等)

第22条 第9条、第10条、第17条、第17条の2、第18条第1号、第4号、第5号及び第9号並びに第19条から第20条までの規定は、特別参加者について準用する。この場合において、第19条の2を除くこれらの規定中「会員」とあるのは「特別参加者」と、第19条の2各号列記以外の部分の規定中「会員」とあるのは「会員若しくは特別参加者」と読み替えるものとする。

- 2 特別参加者は、本協会の事業についての情報を入手できるほか、理事会の承認を受けて、委員会において意見を述べることができる。

## 第4章 総会

(構成)

第23条 総会は、すべての会員をもって組織し、通常総会と臨時総会とに区分する。

- 2 前項による総会をもって一般法人法上の社員総会とする。
- 3 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

- 4 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 5 会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、臨時総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。
- 6 総会を招集するときは、開催する日の2週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は会員の承諾を得て電磁的方法により、会員に通知しなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認めるときは、総会の招集決定において書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとした場合を除き、1週間前までを限度としてその期間を短縮することができる。

(権 限)

第23条の2 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 事業報告及び事業計画の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 収支予算の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議 決 権)

第24条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

- 2 会員は、前項の議決権を行使するため、総会に第9条第2項に規定する会員代表者又は代理人を出席させる。
- 3 会員は、理事会が承認し、第23条第6項の招集通知にその旨の記載がある場合には、総会における議決権の行使を書面又は電磁的方法によってすることができる。この場合において、当該議決権の行使を書面又は電磁的方法によって提出した会員は当該総会に出席したものとみなす。

(定 足 数)

第24条の2 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第25条 総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 第19条第5項第3号に規定する会員の除名
- (2) 第32条に規定する監事の解任

第26条 削除

(議 事 録)

第27条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において出席した会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

## 第5章 役員

(役員 の 設置)

第28条 本協会に次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上14名以内

うち 会長 1名

副会長 1名

専務理事 1名

(2) 監事 3名以内

2 前項の会長、副会長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員 の 選任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の会員代表者の中から選任する。ただし、理事2名以内及び監事1名を会員代表者以外の有識者から選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事 の 職務 及び 権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長、副会長及び専務理事は、各自、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 会長は総会及び理事会の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し本協会の業務を執行する。また、会長に事故若しくは支障があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を執行する。

5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。会長及び副会長とともに事故若しくは支障があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、専務理事が会長の職務を執行する。

6 会長、副会長及び専務理事は毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) 本協会が総会に提出する決算及び事業報告に関する書類を監査し、総会にその意見を報告すること

(3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実、法令若しくは定款違反の事実、又はそのおそれのある事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは理事会の開催を請求し招集すること

(役員 の 任期)

第31条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

5 理事又は監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務

を有する。

6 理事又は監事に欠員を生じた時は、後任者を新たに選任する。ただし、第28条に定める定数を満たす限り、理事会において会務に支障をきたさないと認めたときは、後任者の選任を行わないことができる。

(役員解任)

第32条 本協会は、総会の決議によりいつでも役員を解任することができる。

(役員報酬等)

第33条 役員は、無報酬とする。ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員については、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除又は限定)

第33条の2 本協会は、役員的一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除する。

## 第6章 理事会

(理事会)

第34条 本協会に理事会を置き、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 理事が会議の目的たる事項を示して招集の請求をしたとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
  - (4) 第30条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
  - 3 理事会は、会長が招集する。ただし、第1項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。
  - 4 理事会を招集するときは、開催する日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数をもって行う。

(理事会のみなし決議)

第36条 前条の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の付議事項)

第37条 理事会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき議案
- (2) 総会において理事会に委任された事項
- (3) 規則の制定及び変更
- (4) その他本協会の業務の運営に関して会長が必要と認めた事項

- (5) 本協会の業務執行の決定
- (6) 理事の職務の執行の監督
- (7) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び専務理事並びに監事は前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 顧問、委員会、事務局等

(顧問)

第39条 本協会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、本協会の運営について会長に対し意見を述べることができる。

3 顧問は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(委員会)

第40条 第4条第1項に規定する本協会の事業に係る業務を分担するため、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(苦情解決・あっせん業務の第三者への委託)

第40条の2 本協会は、第4条第1項第6号に基づき、同項第4号に規定する苦情の解決及び第5号に規定するあっせんの業務を特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに委託するものとする。

2 前項の苦情の解決及びあっせんの委託に係る必要な事項は、協会規則をもって定める。

(事務局)

第41条 本協会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、職員を置き、会長がこれを任免する。

3 重要な使用人は、会長が理事会の承認を得てこれを任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第7章の2 不服審査会

(不服審査会)

第41条の2 本協会が行う第19条に規定する会員に対する処分その他協会規則に定める処分に係る不服の申立てに関する審査を行うため、理事会の決議により、不服審査会を設けることができる。

2 不服審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

4 前項までに定めるもののほか、不服審査会の構成及び運営に関し必要な事項は、協会規則をもって定める。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経理規則)

第42条の2 本協会の予算及び決算並びに会計処理については、理事会の決議を経た別に定める経理規則により行う。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第44条 削除

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、2月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (6) その他法令で定める帳簿及び書類

(長期借入金)

第46条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事の3分の2以上の決議を経なければならない。

第47条 削除

(資産の管理)

第48条 本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定めるところにより、会長がこれを管理する。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議を経なければこれを変更することができない。

2 定款の変更を総会に付議するときは、理事会の決議または会員総数の3分の1以上の請求を必要とする。

(解散)

第50条 本協会は、総会において、会員総数の4分の3以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第51条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、剰余金の分配を行わない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条の2 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 雑則

(細則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、主務官庁の設立許可があった日（平成元年8月4日）から施行する。
- 2 本協会の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 3 本協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、創立総会の定めるところによる。
- 4 本協会の設立当初の役員任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から設立初年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。  
ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員任期は、設立許可のあった日から設立次年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。
- 5 本協会の設立当初の役員は、第29条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。（別紙略）

## 附則（平成4.7.20一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成4年7月20日）から施行する。

(注) 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を変更のうえ第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号を新設。
- (2) 第14条の2を新設。
- (3) 第17条柱書及び同条第1号を変更。
- (4) 第18条第3項中柱書及び第1号を変更し、第3号を第4号とし、第3号を新設。
- (5) 第18条第4項を削除。
- (6) 第19条柱書を変更のうえ第1項とし、同項第1号から第4号、第2項及び第3項を新設。

- (7) 第19条の2を新設。
- (8) 第22条第1項を変更。
- (9) 第24条第3項を変更。
- (10) 第31条第1項を変更。
- (11) 第32条柱書及び同条第2号を変更。
- (12) 第35条第2項を変更。

附 則（平成10. 6. 15一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成10年6月15日）から施行する。

ただし、同日が金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行日（平成10年6月22日）より前であるときは、第4条の変更部分については同法の施行日から施行する。

(注) 変更条項は、次のとおりである。

第4条第11号及び第28条を変更。

附 則（平成11. 7. 13一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成11年7月13日）から施行する。

(注) 変更条項は、第4条第11号。

附 則（平成13. 5. 21一部変更）

この定款変更は、総会の決議の日（平成13年5月21日）から施行する。

(注) 変更条項は、第4条第11号。

附 則（平成14. 3. 11一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成14年3月11日）から施行する。

(注) 変更条項は、第28条。

附 則（平成17. 3. 17一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成17年3月17日）から施行する。

(注) 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第25条第3項を新設。
- (2) 第31条第1項ただし書以下を削り、第4項を新設。
- (3) 第35条第3項を新設。

附 則（平成17. 7. 1一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成17年6月7日）から施行する。

ただし、同日が金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年7月1日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。

(注) 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条を変更。
- (2) 第4条中第1号、第2号、第5号を変更し、第6号を新設し、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第11号を変更のうえ第12号とし、第12号を第13号とする。
- (3) 第8条を変更。
- (4) 第9条第1項を変更。
- (5) 第12条第3項を削り、第4項を第3項とし、第4項及び第5項を新設。
- (6) 第14条第1項を変更。

- (7) 第14条の2第1項を変更。
- (8) 第16条を変更。
- (9) 第18条第3項中第2号を削り、第3号を変更のうえ第2号とし、第4号を変更のうえ第3号とする。
- (10) 第19条の2中第1号及び第2号を変更。
- (11) 第21条を変更。
- (12) 第22条を変更。
- (13) 第29条第3項を変更。
- (14) 第4章第4節の節名を変更。
- (15) 第40条の2を新設。
- (16) 第46条を変更。
- (17) 第51条を変更。

附 則（平19. 9. 30一部変更）

- 1 この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成19年9月28日）から施行する。  
ただし、同日が証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。
- 2 第4条第2項の新設及び第5条の変更は、上記の規定にかかわらず、法第79条の3第1項に基づく業務規程に係る主務官庁の認可のあった日から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条及び第3条を変更。
- (2) 第4条中第1号から第9号まで及び第12号を変更し、第2項を新設。
- (3) 第5条及び第8条を変更。
- (4) 第13条（金融先物取引責任準備預託金）を削除。
- (5) 第17条柱書及び第1号を変更。
- (6) 第18条第3項中第1号から第3号を変更。
- (7) 第19条の2中第2号を変更。
- (8) 第21条を変更。

附 則（平22. 2. 1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成21年11月25日）から施行する。

ただし、同日が、本協会が別に定める日（第40条の2に規定する特定非営利活動法人の紛争等解決業務の開始の日）（平成22年2月1日）より前である時は当該別に定める日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- (1) 第4条第6号を新設し、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げる。
- (2) 第21条を変更。
- (3) 第40条の2の見出しを変更し、第1項及び第2項を変更し、第3項を削る

附 則（平23. 4. 1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成23年4月1日）から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- (1) 第4条第1項第1号を変更。

附 則（平24. 4. 1 一部変更）

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法

人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 本協会の最初の代表理事は次の者とする。

理 事 永易 克典  
渡部 賢一  
後藤 敬三

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(注) 変更条項は次のとおりである。

- (1) 題名を変更。
- (2) 第1条及び第2条第2項を変更。
- (3) 第2章の章名を変更。
- (4) 第4条の見出しを変更し、第4条第1項本文、同条第1項第1号、第2号、第14号及び第2項を変更し、第3項を新設。
- (5) 第5条を変更。
- (6) 第8条第1項を変更し、第2項を新設。
- (7) 第9条の見出しを変更。
- (8) 第10条の見出しを変更し、第1項から第3項を変更。
- (9) 第11条（会費及び特別会費）を削除。
- (10) 第12条第3項を削り、第4項を第3項に、第5項を第4項に変更。
- (11) 第14条の2第1項を変更。
- (12) 第17条の2を新設。
- (13) 第18条第2項を削り、第3項を変更のうえ第2項とする。
- (14) 第19条第1項本文を変更。
- (15) 第19条の2本文を変更。
- (16) 第20条第1項を変更。
- (17) 第21条及び第22条第1項を変更。
- (18) 第4章の章名を変更し、第1節を削る。
- (19) 第23条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設し、第2項を変更のうえ第3項とし、第3項を変更のうえ第4項とし、第5項を新設し、第4項を変更のうえ第6項とする。
- (20) 第23条の2を新設。
- (21) 第24条第1項から第3項を変更。
- (22) 第24条の2を新設。
- (23) 第25条の見出しを変更し、第1項及び第2項を変更し、第3項を削る。
- (24) 第26条を削除。
- (25) 第4章第2節を第5章に変更。
- (26) 第28条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (27) 第29条第1項及び第2項を変更し、第3項を削り、第4項を変更のうえ第3項とする。
- (28) 第30条第1項を新設し、第1項を変更のうえ第2項とし、第3項を新設し、第2項及び第3項を変更のうえ第4項及び第5項とし、第4項を削り、第6項を新設し、第5項を第

- 7項とし、同項第1号、第3号及び第4号を変更。
- (29) 第31条第1項を変更し、第2項を新設し、第2項を変更のうえ第3項とし、第4項を新設し、第3項を変更のうえ第5項とし、第4項を変更のうえ第6項とする。
  - (30) 第32条を変更。
  - (31) 第33条の見出し及び本文を変更。
  - (32) 第33条の2を新設。
  - (33) 第4章第3節を第6章に変更。
  - (34) 第34条第1項本文及び同項第1号及び第2号を変更し、第3号から第5号を新設し、第2項及び第3項を変更し、第4項を新設。
  - (35) 第35条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項及び第3項を削る。
  - (36) 第36条の見出し及び本文を変更。
  - (37) 第37条第4号を変更し、第5号から第7号を新設。
  - (38) 第38条第1項を変更し、第2項を新設。
  - (39) 第4章第4節を第7章に変更。
  - (40) 第39条第1項を変更し、第2項を変更のうえ第3項とし、第2項を新設。
  - (41) 第40条第1項及び第3項を変更。
  - (42) 第41条第3項を第4項とし、第3項を新設。
  - (43) 第5章を第8章とし、章名を変更。
  - (44) 第42条の2を新設。
  - (45) 第43条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
  - (46) 第44条を削除。
  - (47) 第45条第1項を変更し、第2項を新設。
  - (48) 第46条を変更。
  - (49) 第47条を削除。
  - (50) 第6章を第9章に変更。
  - (51) 第49条第1項を変更。
  - (52) 第50条を変更。
  - (53) 第51条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
  - (54) 第10章及び第51条の2を新設。
  - (55) 第7章を第11章に変更。

#### 附 則（平24.12.12 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成24年12月12日）を経て平成25年1月1日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- (1) 第2条の2を新設。
- (2) 第4条第1項第1号を変更。
- (3) 第14条第1項を変更。
- (4) 第14条の2第1項を変更。
- (5) 第17条第1号を変更。
- (6) 第36条の見出しを変更。

#### 附 則（平25.3.26 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成25年3月26日）を経て平成25年4月1日から施行する。

（注）変更条項は第2条の2第3号。

附 則（平25. 6. 12 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成25年6月12日）を経て平成25年7月1日から施行する。

（注）変更条項は第2条の2第3号。

附 則（平26. 6. 18 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成26年6月18日）を経て平成26年7月1日から施行する。

（注）変更条項は第20条の2を新設。

附 則（平29. 3. 28 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成29年3月28日）を経て平成29年6月23日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第12条第3項を変更。
- （2）第18条第1項第2号を変更し、第3号を第9号とし、第3号から第8号までを新設し、第2項を削る。
- （3）第19条第1項を変更し、第2項及び第3項を第7項及び第8項とし、第2項から第6項までを新設し、第9項及び第10項を新設。
- （4）第22条第1項を変更。
- （5）第25条第2項第1号を変更。
- （6）第31条第1項から第4項まで及び第6項を変更。
- （7）第7章の章名を変更。
- （8）第7章の2を新設。
- （9）第41条の2を新設。

附 則（2020. 3. 30一部変更）

この定款変更は、総会の決議（2020年3月30日）を経て2020年4月1日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第2条の2第2号及び第4号を変更。
- （2）第10条第1項及び第3項を変更。

附 則（2020. 6. 19一部変更）

この定款変更は、総会の決議（2020年6月19日）を経て2020年7月1日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第2条の2第2号及び第4号を変更。
- （2）第18条第1項を変更。

## 無登録のFX 業者とのトラブル防止のための啓発動画の公開について

このたび、本協会は、無登録業者等からの悪質な投資勧誘による被害防止のための啓発動画『FX 取引は、ちゃんとした業者とやらなあかん!』を協会ホームページで公開しました。(公開日; 3 月29 日)

【URL】 <https://www.ffaj.or.jp/investors/movie-corner/>

この動画では、無登録業者との取引に潜む危険性について、シンプルなイラストを用いて分かりやすく解説します。そして、ご視聴される方を飽きさせないための工夫として、一風変わった漫才風のコミカルな掛け合いを通して解説する方法を取り入れるなど、ユニークな表現と親しみを感じてもらえるのが特徴です。また、最近の「時短」意識の高まりを踏まえ、動画の一部を切り取ったダイジェスト版を追加公開しました。

(公開日; 4 月7 日)



2023年04月07日

FX取引は、ちゃんとした業者とやらなあかん!(ダイジェスト版)



2023年03月29日

FX取引は、ちゃんとした業者とやらなあかん!